



Title	豊臣期検地一覽（稿）
Author(s)	平井, 上総
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 144, 1(右)-45(右)
Issue Date	2014-11-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/57476
Type	bulletin (article)
File Information	144_01_hirai.pdf



[Instructions for use](#)

豊臣期検地一覽(稿)

平井上総

はじめに

本稿は、豊臣期に行なわれた検地の一覽を提示するものである。

豊臣秀吉が全国で実施した、あるいは実施を命令した検地は俗に太閤検地と呼ばれ、豊臣政権の最重要政策として検討されてきた。特定の検地帳の定量分析から検地の意義を抽出する手法や、政権の政策基調全体から検地の目的を導き出す手法などのほか、近年は検地の実施手続きに注目する手法が用いられている。

こうした研究の基礎には、検地がいつ、どのような方式で行なわれたのかといった情報が不可欠である。全国規模でそうした情報を収集した研究として、戦前では高柳光寿氏のもの^①が挙げられる。高柳氏は「秀吉が、この天正十年の山城の検地以後、どういふ順序で全国に検地を行ったか」と述べ、天正一〇(一五八二)年から秀吉が死ぬ慶長三(一

五九八)年までの間、その年ごとにどの国で検地が行なわれたかをまとめた。この一覽(以下、高柳表と略記)は全国の実施状況を可視化した重要なものであったが、簡素な表であり、改善すべき部分が多かった。

戦後になると太閤検地論争によってこの政策が大きく注目されるようになり、それを受けて検地一覽を掲載する論文も出てきたが、高柳表に手を加える程度のもが多かった。その状況を大幅に改めたのが、一九六三年に発表された速水佐恵子氏による一覽である⁽²⁾。速水氏は従来の一覽に対して、直轄検地と大名検地を混同していること、出典が無いこと、検地の内容が記されていないことを問題として挙げ、「太閤検地が如何なる過程を経て全国的に施行されていたか」を検討目的として、天正一〇年〜慶長三年の検地を、A・豊臣政権が奉行を派遣して実施した検地、B・下、速水表と略記)。その後、A型の直轄検地を一國検地(A—a)と外様大名領検地(A—b)に分けるべきとする齊藤司氏や本多隆成氏からの提案がなされているが、⁽³⁾ 検地一覽表としては基本的にこの速水表が現在でも研究の到達点となっている。たとえば一九九三年に発表された秋澤繁氏の「太閤検地」は、天正年間の豊臣政権の検地の変化の過程を追うとともに、各地の検地状況からみて地域ごとにまとめた検地命令が出されていたと想定、それによって石高制の導入が進むとともに全国の御前帳徴収に至ったことを明らかにした画期的論考であるが、その秋澤氏も速水表の更新の必要性を感じながらもそれに代わる網羅的検地一覽を作ることはせず、⁽⁴⁾ 確実な検地を取り上げて政治史的に検討するという手法を用いている。

このように速水表は研究史上大きな意義を持っているが、速水表の発表以後も各地の自治体史の刊行や大名領国ごとの個別研究が積み重ねられたことで、速水表に無い検地が発見されるとともに、既存の情報にも修正の必要性が出

しており、新たな検地一覧を作成すべき状況が来ている。そこで本稿では、これまで先行研究が蓄積してきた成果に学びながら、現段階での豊臣期検地の一覧表を提示し利用に供することとしたい。

本一覧表の視角

速水表の視角にならない、今回の一覧表（表A）も記載内容の充実をはかり、より詳細な情報の提供を目指したい。その視角は以下の通りである。

まず、収集の対象を、天正一〇（一五八二）年から慶長五（一六〇〇）年までとする。高柳表や速水表が慶長三年を下限としたのは、豊臣期の検地を秀吉の人格と強く結びつける当時の研究段階に規定されたためであろう。本稿は大名が独自に実施した検地も重視し、少なくとも関ヶ原の戦い後に大規模な国替が行なわれる慶長五年までは連続して捕捉範囲としておきたい。なお検地の事例が主であるが、指出のみ行なった場合も含めている。

検地の実施期間と実施地域は、期間は年単位のみならず月単位、地域は国単位ではなく郡単位（あるいは村単位）で、判明する範囲で明確化する。実施時期を月単位にするのは、検地が実際にはどの時期に行なわれるのかといった検地の実態論のための情報と、どういった契機で検地が行なわれるのかという政治史的検討に適する情報を提供することが目的である。地域については、豊臣政権がすべての検地を直接統轄して毎回一国単位で行なっていたかのような誤解を防ぎ、領主単位、あるいはその領主の領地の一部のみといった検地の施行範囲を明確化することを目的としており、逆に一国単位で行なわれた直轄検地を一国検地と明記することで強調する意味も持っている。また、検地奉

行(検地を統括)・検地役人(実際に検地作業に従事)も判明する限り調べて掲載することで(多すぎる場合は省略)、検地の実施者に関する情報を提供できるようにする。

検地の基礎情報についても、面積の表記方法、斗代、名請人の表記などをそれぞれ個別に提示する。豊臣政権の方式(畝歩制、石高制、高斗代)の広がり方を可視的に示すとともに、それに包摂されない地域を示すことにもなる。名請人は無姓の百姓を登録する検地帳がほとんどであるが、たまに給人が名請している場合があり、分付記載がある検地帳もあるため、欄を設けた。

備考欄には検地の命令者・実施者を判明する範囲で示したほか、検地に至る経緯、その他の特徴などを記した。命令・実施者を示したのは、速水表におけるA〜Cの類型に対応する情報が必要であることと、先に紹介した秋澤氏の研究などによって、大名が自領に実施した検地の中に豊臣政権の命令に基づくものがいくつかあることが明らかにされており、それを大名が独断で実施したものと区別する必要があるからである。ただ、これに関しては不明な点が多く、政治史的検討を続けねばならないだろう。

なお、高柳表や速水表は年ごとに実施国をまとめる形式となっていたが、今回は国ごとに年代順にまとめる形式としている。これは、その国に複数回検地が実施されている場合に、方式がどのように変遷していくのかを示すためである。こうした方針を採っているため、豊臣政権に服属していない大名が独自に検地を行なった事例も拾っており(後北条氏や毛利氏など)、その情報は豊臣期以前と以後の比較の参考になると思われる。

ただやはり、全体的な実施動向を把握するには高柳表や速水表の表記方式が適している。そこで、それに準じた表を表Bとして作成した。検地の分類は速水表とは変え、(1)豊臣直轄検地(直轄領、大名領ともに)、(2)取立大名

検地（政権からの命令の有無を問わず）、（3）外様大名検地（同上）の三つとした。これは、検地奉行未経験の取立大名や豊臣一族による検地があることと、検地奉行経験者が自領に独自事情で行なった検地を豊臣政権全体の検地に埋没させないためである。取立大名と外様大名の区分は本能寺の変時点で大名であったか否かを基準としたが、厳密な基準にはしておらず、たとえば小早川秀秋は小早川隆景の養子であるため外様大名とすべきところを、秀秋と豊臣政権との関係や、検地奉行山口宗長が豊臣政権の検地奉行経験者であることもあつて取立大名側に分類した。また、（2）（3）型検地の実施に際して豊臣政権からの命令があつたか否かを記すことも考えたが、前述のように不明な点が多いため断念した。以上、表Bの分類はあくまで傾向を見るためのものとして、詳細は表Aのほうを見ていただきたい。

こうした検地一覧表は、豊臣政権論のみならず、土地政策研究全体に役立つものと信じるが、掲載した検地情報の誤りや洩れたものもあるであろう。今回は文面を確認できなかった検地帳もたくさんある。今回の一覧表（表A）は、今後より完全に近い一覧表を作成するためのたたき台として公表しておくこととする。

文禄・慶長期直轄検地の契機

豊臣政権の検地は天正・文禄・慶長の各年代に行なわれ、そのうち天正年間については秋澤氏により政治史的検討が加えられたことは先述の通りである。その後の文禄・慶長年間の検地はしばしば文禄検地や慶長検地と呼ばれ、充実した一国規模の直轄検地（摂津・河内・和泉・大和・播磨・伊勢・越前など）や、外様大名領への直轄検地（上杉・佐竹・島津領など）が実施されたこと、それに検地条目が整備されてくることから、質的に深化したとされる。それ

表B 豊臣期検地年代別実施地域一覽

実施年	(1) 直轄検地	(2) 取立大名検地	(3) 外様大名検地
天正10年(1582)	山城、播磨		能登、近江
天正11年(1583)	近江、山城、摂津、河内	若狭	尾張、伊勢、伊賀、能登、越中、加賀、石見、周防、阿波
天正12年(1584)	近江、山城、河内	播磨	越後、美濃、加賀、越前
天正13年(1585)	山城、大和、河内	和泉、紀伊、淡路、阿波	武蔵、越中、備後
天正14年(1586)	山城		上野、下総、尾張、伊勢、伊賀、能登、伊予
天正15年(1587)	山城、丹波、伊予	大和、紀伊、伊予、豊前	武蔵、越後、信濃、美作、長門、土佐、筑前、肥後、壱岐
天正16年(1588)	紀伊、伊予、肥後	若狭	武蔵、志摩、備前、周防、土佐、筑前、肥前
天正17年(1589)	美濃、山城	伊勢、肥後、阿波	信濃、甲斐、駿河、遠江、三河、能登、備前、出雲、土佐、豊後?
天正18年(1590)	陸奥、出羽、武蔵、相模、安房、三河、近江、讃岐	信濃、甲斐、駿河、三河、紀伊、阿波	上野、下総、武蔵、相模、伊豆、越後、信濃、遠江、伯耆、石見、備中、備後、安芸、土佐、豊後?
天正19年(1591)	陸奥、常陸、近江、摂津、和泉	信濃、甲斐、遠江、加賀、紀伊、伊予、肥後	常陸、下野、上野、上総、下総、武蔵、相模、信濃、能登、越中、大和、土佐、豊後
天正20年(1592)	近江、山城、日向、大隅、薩摩	三河、尾張	上総、下総、武蔵、相模、佐渡、信濃、能登、越中
文禄2年(1593)	尾張、豊後、肥前、日向、薩摩	遠江、大和、阿波、肥後	上野、上総、武蔵、相模、日向
文禄3年(1594)	陸奥、常陸、尾張、伊勢、志摩、伊賀、美濃、丹波、摂津、河内、和泉、日向、大隅、薩摩	陸奥、出羽、甲斐、若狭、但馬、伊予、豊後	陸奥、常陸、下野、上総、下総、武蔵、相模、伊豆、信濃、播磨、備前、美作、備中
文禄4年(1595)	下野、常陸、越後、信濃、大和、播磨、日向、大隅、薩摩	信濃、遠江、筑前、筑後、肥前、肥後	陸奥、出羽、常陸、下野、上総、武蔵、伊豆、越後、信濃、越中、出雲、土佐
文禄5年(1596)	近江、和泉、肥後	甲斐、丹波、肥後	陸奥、上野、下総、伊豆、越後、越中、土佐
慶長2年(1597)	安房	遠江、丹波、讃岐、豊後、肥後	常陸、上野、上総、下総、武蔵、伊豆、越後、越中、山城、伯耆、出雲、石見、備中、備後、安芸、周防、長門、土佐
慶長3年(1598)	信濃、加賀、越前	越後、信濃、豊後	上野、上総、武蔵、伊豆、越後、越中、加賀、近江、伯耆、出雲、石見、備中、備後、安芸、周防、長門、土佐
慶長4年(1599)		駿河、遠江、讃岐、豊後、肥後	上総、下総、武蔵、石見、隠岐、肥前
慶長5年(1600)		越後、遠江、肥後	武蔵、越後、佐渡、信濃、備中、肥後

に加え、天正年間は石高把握のためにとりあえず大名独自方式の検地や机上の処理で済ませていた国でも、文禄・慶長検地では豊臣政権と類似の方式に近づいていくなど（慶長年間に三〇〇歩一反制・畝制を採用した毛利領など。表A参照）、豊臣政権が直轄していない検地にも影響が及んでいくことも特徴である。

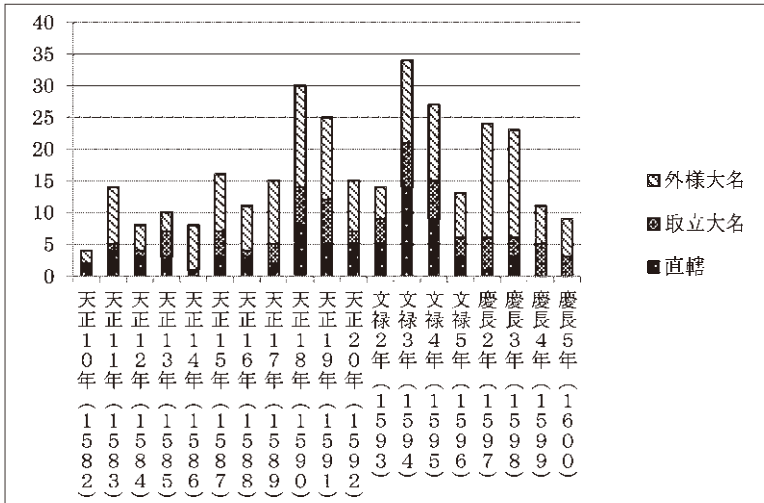
その一方、文禄・慶長期にも独自方式（あるいは従来の方式）を用いる大名が多いことも表Aからわかる。例えば伊達領では奥羽再仕置では石高制の検地条目が出されているが、文禄年間の独自検地では貫高制であり、あたかも豊臣方式を否定しているかのようである。分米の無い検地帳を作成したり一部で永高（永楽銭基準の貫高制）を採用したりする徳川領、大半小制や一律斗代を採用する前田領も独自性が強い。上杉領などは、豊臣政権の直轄検地を受け、その影響を大きく受けながらも、直後の河村検地で独自方式の検地帳を作成している。ちなみに同じ上杉領でも佐渡国では最後まで苅高を用い、越後や会津との統一がなされなかった。西国では長宗我部領で地高制を用い続けており、先に豊臣方式に近づいた例で紹介した毛利領も実は石高・貫高の併用制となっている。こうした国持ちクラスの名のみならず、信濃国では真田・仙石など比較的小規模の大名も文禄年間に貫高制を採用しているから、領地の大小や豊臣取立・外様といった条件とは無関係に独自方式が採用されていた。かつての研究では豊臣方式を採用しない大名を後進的とみたり、大名の独立的地位を強調したりされてきたが、近年は近世にも続いていく多様なあり方として捉えるようになって⁵⁾いる。

ところで、文禄・慶長年間は検地条目などの整備だけではなく、実施国数の多さも特徴とされている。表Bから実施国数に注目してグラフ化すると表Cのようになる。この表は指出・検地を区別しておらず、国全体の検地と部分検地が混在しており、また徳川氏や毛利氏などの大大名の検地が実施された年は件数が増加してしまうなど、厳密なデー

豊臣期検地一覽(稿)

夕にはなりえないが、実施傾向は把握できよう。これを見ると、天正一八・一九年の関東・奥羽服属と御前帳提出にともなうピークののち、文禄三・四年、慶長二・三年にも大きなピークが来ていることから、天正年間の検地の後に、再度文禄・慶長年間に検地を実施した地域が多かったことが一目瞭然である。また、豊臣政権の奉行が行なう直轄検地が文禄年間に多くなる傾向も見ることがができる。

では、こうした文禄・慶長年間の検地、とくに豊臣政権の奉行が直轄して行なったものはいかなる目的で行なわれたのか。このうち文禄検地について、通説では、この時期が朝鮮侵略(文禄の役・慶長の役)の合間にあたることから、第二次出兵への基盤整備、あるいは豊臣奉行が直轄した外様大名領検地の場合は大名権力の確立策と捉えてきた。それに対して中野等氏は、結果として決裂して慶長の役に至るとはいえ検地実施当時はまだ講和交渉の最中であったことを指摘し、関白豊臣秀次と太閤秀吉の対抗関係を軸に、豊臣政権による大名領主権への介入と秀次の内治権の否定としてこの時期の検地を捉えた⁶⁾。また、文禄二年の豊後国検地



表C 豊臣期検地実施国数表

を侵略のための兵站基地整備とみる説に対しては、田畠の荒廃が広汎に見られることから、農村復興の前提としての土地把握と位置づけた。^⑦

中野氏の視角は、検地と当時の政治状況を組み合わせて考えるものである。すべての検地に触れることはできないが、中野氏の視角に学びながら、文禄・慶長期の直轄検地のうちいくつかを政治史的に検討してみたい。

この時期の直轄検地といえば、幾度か触れたように蔵入地と小大名領が含まれる国への一国検地や、外様大名領への直轄検地が有名であるが、一国検地のほうの実施の契機に議論があることは右にみた通りである。ここでは一国検地の一例として、文禄三(一五九四)年伊勢国検地に注目したい。この検地の概要は表Aに示した通りだが、その意義について大石学氏は、①中央から派遣された検地奉行が個別領主支配を超えて一国検地を実施したこと、②検地の結果が領主単位ではなく国郡単位で集計されたこと、③検地の成果をもとに知行割・知行宛行がなされたことを挙げ、これを通して国家権力(公権力・中央権力)が地域に直接関係を結ぶ契機になったとしている。^⑧ではこの伊勢国検地はどういった契機で実施されるに至ったのだろうか。

まず思い浮かぶのは、伊勢国検地(文禄三年七〜九月)とほぼ同時期に、豊臣政権のお藤元ともいうべき摂津・河内・和泉の三ヶ国で一国検地が行なわれていることである(同年八〜十二月)。どちらも豊臣奉行による直轄・一国検地であり、検地条目の条文もほぼ同様であることからすれば、連動していてもおかしくはない。ただ、現在判明する検地条目は伊勢が六月付、和泉が八月付であり、検地奉行も摂河泉の三国では共通する者が多い(宮城豊盛・浅野長吉・船越景直等)ことに比べ、伊勢はまったく重ならない。検地奉行の人選自体、摂河泉は前々から検地を手がけてきた熟練の奉行が多いのに対して、伊勢の奉行は検地奉行未経験者が多く、半数は伊勢国内に領地を持つことを理由

に奉行に任命されたとみられる(ただし自領への検地のためではない)。このように見ると、時期と検地条目の内容の一致をもとに伊勢国検地と摂河泉検地を結びつけるのではなく、実施の契機は別とみたほうがいいだろう。

そこで注目されるのは、この伊勢国の北部に豊臣秀次領が存在することである。同じ秀次領の隣国尾張には前年未から秀吉・秀次双方の奉行による検地が行なわれており、これは秀吉と秀次の関係が悪化してくる時期における秀次領への直接介入としてよく知られている。伊勢国検地後に秀吉は多くの大名に領地を配分したが、大石氏がまとめた表を参照すると、その中には秀次領とみられる朝明・員弁・三重の各郡の土地も見られ、しかも秀吉からそこを宛行われた者には、徳川家康らの他に秀次の付家老である田中吉政も含まれている。これは秀吉による秀次領への介入を示す事態といつていいだろう。尾張国検地と伊勢国検地の検地奉行は全く異なり、また尾張国検地に関する史料に伊勢のことがまったく出てこないから、両検地を一貫して企画されたものと捉えることは適切ではないが、少なくとも伊勢国検地の実施目的・契機として秀吉による秀次領への直接的介入・再編をみることは可能なのではないだろうか。

次に、慶長三(一五九八)年の越後・信濃・加賀・越前各国での一国もしくは部分検地に注目したい。この時期、宇都宮国綱の改易(慶長二年一〇月)、蒲生秀行の下野転封(慶長三年三月)、上杉景勝の会津転封(同月)、越後・北信濃の一次的直轄化、堀秀治・溝口秀勝・村上頼勝の越後転封(同年五月)、田丸直昌・関一政の信濃川中島転封(同年八月)、丹羽長重の小松加増(同年四月)、小早川秀秋の越前転封(同年七月以後)が行なわれ、それにともなつて各国で検地が計画・実施された。このうち蒲生・上杉・堀・溝口・村上・田丸・関各氏の転封計画は若干の曲折はあるが慶長三年正月段階で決まっており、秀吉は越後・川中島・越前・加賀二郡の各地に対して、増田長盛・石田三成・長束正家らによる検地を実施してから新領主に渡すことを転封計画決定と同事に指示している⁹⁾。

ここから、晩年の秀吉は、直轄検地を経てから領地を渡す（あるいは蔵入地化する）志向を持っていたことが読み取れよう。その直接の目的は、旧領主の把握していた高ではなく自己の方式によって石高を調べ、宛行い高を決めることにあつたとみられる。これは慶長三年に限ったことではなく、文禄二年に波多親改易にもなつて長束正家・山中長俊による肥前国松浦郡の直轄検地が計画されているのも同様とみられ、同年の豊後国検地もまた、大友吉統改易とその遺領の豊臣取立大名領化や蔵入地化が契機であつた。さらに言えば、天正年間の検地も領主の移動が鍵となつている場合が少なからずあり、新支配地に大名が赴任してすぐに実施した新入部検地が多くみられる（天正一八年の徳川家康転封にともなう関東・甲斐・信濃・駿河・三河の検地など）。天正年間は、検地未実施のまま大名石高を決めて宛行つたり、大名自身による土地調査の結果を政権に申告させて宛行高を決めたりした場合が多かつたものと思われる。後者の場合政権は大名指出に依拠して石高を把握することになるが、文禄・慶長期になると、大名からの指出よりも、直轄検地による石高把握を行なつた上で領地を宛行う方式を重視する傾向が強まつたのだろう。

やや話が逸れたが、文禄・慶長期の直轄検地には、収入増加や大名支援・所領関係再編のためにあらかじめ計画されて実施されたものばかりではなく、右に見たように大名の移動という偶発的要素によつて実施されたものも少なからずあつた。天正期の検地は、大名石高を把握し御前帳を作成する目的のもとに、直轄検地を行なつたり服属大名や新入部大名に検地を実施させたりという形である程度計画的になされていったが、文禄・慶長期の場合は、直轄検地が増えたものの、必ずしも全国に計画的に実施されたわけではなかつたといえるだろう。

なお、越後国での直轄検地は結局行なわれなかつた。代わりに新領主の堀・溝口各氏（おそらく村上氏も）がそれぞれ自領に検地を行なっている。小村式氏によれば、秀吉が堀秀治に検地を前提として上杉氏時代の一割半増しの石

高を宛がったので、秀治はその表高に内高を合わせるべく検地を実施した。¹⁰ただしその方式は同年の越前国検地とは異なっているから(大半小制、三六〇歩一反制の採用など)、豊臣政権の直轄検地を代行したというよりは、堀・溝口氏独自方式の代替わり(新入部)検地とみたほうがよからう。豊臣政権は検地による石高の把握と収入の増加を望み、大名にもその実施を奨励していたが、最終段階といわれる慶長三年、しかも豊臣取立大名領の検地であっても、実施方式までは強制することは無かったのである。

余談だが、正月時点では越前・加賀の検地は雪解け次第に長束正家らに行なわせる予定であったが、実際には六月の実施となった。慶長三年越前国検地は秀吉最後の直轄検地としてよく知られているが、もし計画通りに実施されていれば、信濃国川中島検地が最後の検地だっただろう(現在確認できる川中島の検地帳は慶長三年七月九日・一三日付。ただし川中島検地も本来七月以前の実施予定だった可能性は否定できない)。

さらに付言しておけば、この越前国検地の時期の変転は、検地が実施される季節の問題にも見通しを与えてくれる。かつて豊臣政権の検地は田畠の生産力を把握したものと言われてきた。もし田の生産力を正確に把握するならば、ある程度稲が育った状態で検地を行なうべきであろう。ところが秀吉は雪解けと同時に検地を行なわせようとしていたのであり、さらにはその計画も覆ったのである。したがって、豊臣政権にとって検地を実施する時期は、政治的事情が最優先であり、生産力の測定はほとんど考慮に入っていなかったと考えられよう。こうした豊臣政権の方針は、たとえば長宗我部氏が四・九月の農繁期を避ける傾向があったことはまた異なる志向であるともいえ、今後さまざまな事例から検討していくべきと思われる。

おわりに

以上、本稿で掲載した一覧表(表A)の概要を説明するとともに、そこから読み取れることを若干指摘した。今回は直轄検地に注目したが、徳川領における家臣検地の多さなど、注目すべき事例はまだまだ数多い。表のデータもまだ充実させる必要がある。今後も情報の収集に努め、一覧表の改訂を期したい。

注

- (1) 高柳光寿「豊臣秀吉の検地」(国史研究会編『岩波講座日本歴史』岩波書店、一九三五年)。
- (2) 速水佐恵子「太閤検地の実施過程」『地方史研究』六五、一九六三年。
- (3) 斉藤司「文禄期『太閤検地』に関する一考察」『関東近世史研究』一九、一九八五年。本多隆成『近世初期社会の基礎構造』吉川弘文館、一九八九年。
- (4) 秋澤繁「太閤検地」(朝尾直弘等編『岩波講座日本通史』近世1、岩波書店、一九九三年)。
- (5) 最近のものでは牧原成征「兵農分離と石高制」(大津透等編『岩波講座日本歴史』近世1、岩波書店、二〇一四年)。
- (6) 中野等「文禄・慶長期の豊臣政権」『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』校倉書房、一九九六年。なお、秀次との関係を重視する中野説とは視点が異なるが、文禄三年の摂河泉検地や翌年の播磨国検地について、伏見・大坂の機能強化に伴う大名への領地配分のためのもとと曾根勇二氏が指摘している(曾根勇二「秀吉と大名・直臣の主従関係について」山本博文・堀新・曾根勇二編『豊臣政権の正体』柏書房、二〇一四年)。
- (7) 中野等「豊臣大名」大友氏と吉統除国後の豊後」前掲注(6)中野著書。

豊臣期検地一覧(稿)

- (8) 表Aで参考に掲げた大石氏の各論文、および大石学「統一政権の成立と地域——伊勢国三重・鈴鹿郡境地域を例に——」『日本歴史』五三四、一九九二年。
- (9) 越後国への方針は、大名領化(正月中旬)↓蔵入地化(正月下旬)↓再度大名領化(四月)と変化した。慶長三年の国割・検地の典拠は、上野市古文献刊行会編『宗国史』上、同朋舎出版部、一九七九年、四二八―四三〇頁。
- (10) 小村式『幕藩制成立史の基礎的研究』吉川弘文館、一九八三年。

[付記] 本研究は、日本学術振興会(JSPS)科学研究費補助金若手B(課題番号24720286)の助成を受けたものである。

表A 豊臣期検地国別一覧

年	期間	実施国	実施地	検地奉行・役人	地質表示	斗	代	名語記載	備考	典拠
天正18	8～11月	陸奥国	一國(伊達・南部領以外)	浅野長吉、石田三成、細川忠興、青木一矩、片桐貞隆、竹中重直、渡邊綱家、細野光光、長野阿彌(御旗信包家臣)、青山忠忠、寺内藤部(石田家臣)、牛久兵衛門(佐竹家臣)	半 敬歩	検地条目：上田20文・中田180文・下田150文・上畠100文・中畠80文・下畠50文 相馬領目録：上田1石・中田9斗・下田7斗5升・上畠5斗・中畠4斗・下畠2斗5升	無姓	奥羽仕置 寛高で行なった検地の結果を目録では石高に換算し、検地反対一揆により打出分を撤回する地域も 田村領では検地を省略して机上で処理	小林清治『奥羽仕置の構造』(吉川弘文館、2003年)	
天正19	9月	陸奥国	伊達領	豊臣奉次、柳川家康、阿部善八郎(伊田家臣)、松山金衛門、新兵衛	敬歩	検地条目：上田1石5斗の2斗下り、上畠1石の2斗5升下り、屋敷1石	無姓 給人名語も	奥羽再仕置	小林清治『奥羽仕置の構造』	
文祿3	5～8月	陸奥国	蒲生領	蒲生持助、蒲生右兵衛、蒲生秀太夫、永原左衛門尉、久初右兵衛、上坂理丞	敬歩	上田200文 分米の無い・蔵も	無姓	蒲生氏郷検地 家数記載あり	『福島県史』10上・下	
文祿3	10～12月	陸奥国	佐竹領	石田三成、佐竹義宣	敬歩 間数表示	上田1石3斗の2斗下り	無姓	豊臣・佐竹共同による岩城領検地 翌年6月に領地目録 7～8月に家臣知行割	『茨城県史』近世編	
文祿4 文祿5	1～2月・6 1～2月	陸奥国	伊達領	伊達領	敬歩	上田120文の20文下り、上畠60文の20文下り	有姓(情語)	伊達政宗検地	『岩城県史』2	
文祿4	10～11月	陸奥国	岩城領(岩崎郡)	佐竹義家、高野九右衛門	敬歩 間数表示	上田1石3斗・上畠1石	無姓 分付記載	佐竹義宣による岩城領検地 11月9日付で検地目録と小物成目録	門前権之『磐城平内藩家領における検地と村落構成(明治大学内藤家文庫研究會編『藩代藩の研究』八木書店、1972年)	
天正18	8～9月	出羽国	一國(伊達・最上領以外)	大谷重康、色部長真(上杉家臣)	敬歩	検地条目：上田200文・中田180文・下田150文・上畠100文・中畠80文・下畠50文 仙北検地目録：上田1石2斗の2斗下り、中畠1石の2斗下り	無姓	奥羽仕置 寛高で行なった検地の結果を目録では石高に換算か(検地条目での比率と対応せず)	小林清治『奥羽仕置の構造』	
文祿3	5～8月	出羽国	蒲生領	河井三郎左衛門、森権六、蒲生秀左衛門、原加左衛門	敬歩	下田1石1斗・中畠7斗9升・下畠5斗・屋敷1石 分米の無い・蔵も	無姓	蒲生氏郷検地 家数記載あり	『山形県史』通史編近世上	
文祿4	1月	出羽国	上杉領(柳井立石藩兵衛)	立石藩兵衛				上杉景勝検地 上杉謙信没後に「雪で遅れている」との記載があり、前年から数行	『志賀町大槻氏所蔵文書』「山形県史』古代中世史料1、169 P 小村式『藩制成立史の基礎的研究』(吉川弘文館、1983年)	
天正19	5月?	常陸国	石塚氏知行分					石塚高男『豊臣末～豊臣期における検地と知行制(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、1999年) 栗原亮『近世村落の成立と検地入会地』(吉田書院、2013年)		

豊臣期検地一覽(稿)

天正19	9月以後	常陸国	佐竹領(江 戸・太田)	石田三成					豊臣奉行による佐竹義宣領検地 実態の有無は不明 借金の返済のための年貢増徴策 義宣が和田昭為に「石田殿之衆を以、なわ うちをさせさらむ可成下候」と述べる	市村高男「關国末一豊臣期にお ける検地と知行制」 栗原亮「近世知行制の成立と検 地」・入会地
文禄3 文禄4	11~12月 2~4月	常陸国	結城領	石田三成、増田長盛、佐竹義 宣、佐竹家臣：牛丸左衛門、立 又左衛門、高野九右衛門、大 山田重吉；藤林三右衛門、 山田勝十郎、大島助兵衛、 増田家臣：村井勝右衛門、菅 沼彦左衛門、佐治彦右衛門 不明；宮次兵衛	上田1石3斗の2斗下り、上島 1石の2斗下り、下々島は3斗 (一部4斗)、屋敷1石の2斗下 り、一部下々田(6 or 7 斗)、山 島(3斗)あり	無姓 一部存在 (国書) 一部分付記 載	無姓 分付記載	徳川奉行による結城秀康領検地 文禄3年1・3・12月に知行制?	「宗義歴史」近世編 栗原亮「近世村落の成立と検 地」・入会地 山田重吉「常陸国における大岡 検地の施行過程」(「立正史学」 43、1978年) 齊藤司「文禄期「大岡検地」に 関する一考察」(「関東近世史研 究」19、1985年)	
慶長2	4月	常陸国	佐竹領(東郷 郡妻田)	大槻守一左衛門、林登右衛門、 買藤勘六郎、張口□□、嶋根 源之丞				佐竹幕府領地 同年の田麦徴収令に対応した調査	高橋司「田麦徴収令について」 (「立正史学」54、1983年) 「佐竹家藏古文書」東次史料編纂 所蔵写本	
天正18		下野国	大岡領					寛永19年の分限帳に「天正拾八壬寅年大岡 検地帳二有之名面方」と記載あり、同年は 戻戻であるため疑問	「宗義歴史」近世編 栗原亮「近世村落の成立と検 地」・入会地	
天正19	1月	下野国	足利庄八幡宮 領					300歩1反		「宗義歴史」近世編 栗原亮「近世村落の成立と検 地」・入会地
文禄3	10月	下野国	佐竹領	石田三成、佐竹義宣	上田1石1斗・中畑8斗・下畑 3斗	無姓	分付記載 戻戻存在 6名籍	豊臣・佐竹共同による佐竹義宣領検地 翌年6月に領地知行制 7~8月に家臣知行制	「宗義歴史」近世編 栗原亮「近世村落の成立と検 地」・入会地	
文禄4	4月	下野国	結城領(結城 本郷)	浅野長景、宇都宮自綱、芳賀 高武 口忠兵衛尉 宇都宮家臣：芳賀豊河守、大 原久右衛門、藤田九右衛門、 菅原辰兵衛、玉住能夫、北 条宗左衛門、田辺又左衛門、 新井中子守、矢木栄次郎亮、小 原久次守、長谷川久八守、堀 兵衛助、越村竹彌亮、平野守吉	河内郡下種家科：上上田1石2 斗の2斗下り、(下々田2斗) 上々畑5斗・上畑4斗5斗・中 畑2斗・下畑2斗・下々畑1斗 その他、斗代はパンパン(上田 1石3斗や上々田9斗5升な ど)	無姓		豊臣・宇都宮・芳賀共同による宇都宮自綱 領検地 芳賀高武が関わるのは芳賀領のみか	江田勝夫「關国大名各藩宮氏と 家中」(岩田書院、2014年)	
文禄4	8~11月	下野国	宇都宮領							

天正14	10月	上野国	北条氏叔額 (北条之郷)						北条氏叔額地 北条宗家による新田領検地も同年にあり、 それと同基準	『新田鑑』「關国大名領間の権力構造」(吉川弘文館、2005年)
天正18	8月	上野国	真田領			買高のみで地味無し、名寄方式	有姓	真田昌幸検地 検地の目録は家臣に安堵	『群馬県史』通史編4近世1	
天正19	1～4月	上野国	榑原領			分米無し	分付記載	榑原家検地 300歩1反・間卒6尺5寸、検田帳9冊あり	『群馬県史』通史編4近世1	
天正19		上野国	芦田領(藤間)			分米無し	分付記載	菅沼定利検地 翌年の「寄帳」あり	和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的検討」(文庫出版、1985年)139P	
天正19		上野国	菅沼領(吉井)			中田1石3斗の1斗下り、上田1石3斗の1斗下り、屋敷1石4斗	分付記載		和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的検討」139P	
文禄2	10月	上野国	真田領			買高、分銭あり	有姓 小作が記される場合も	真田昌幸検地 帳本に矢野隆守頼綱の署名と小林久右衛門頼勝の宛所あり	『群馬県史』通史編4近世1	
文禄3	8月	上野国	長楽寺領(新馬場・世良田村)			分米無し、末尾で集計 上田1石1斗の3斗下り、中田8斗・下田4斗	分付記載	長楽寺領 「是」字職之堂の分也」との記載あり	『群馬県史』通史編4近世1	
文禄5	4月	上野国	井伊領			分米無し	無姓 名寄形式?	井伊直政検地 12万貫の有無を調べるのみで年貢諸役・田畠入組はそのままとしう	『群馬県史』通史編4近世1	
慶長元	11月	上野国	群馬郡上八木村			分米無し	無姓 名寄形式?	「田畑切開帳」	『群馬県史』資料編近世2	
慶長2	1月	上野国	牧野領			分米無し	無姓 分付記載	牧野康成検地	『群馬県史』通史編4近世1	
慶長3	4月	上野国	山中領			買高、上段に前回、下段に打出し	無姓 分付記載	徳川家康検地	『群馬県史』通史編4近世1	
慶長3		上野国	本多領			買高	無姓 分付記載	本多康重検地	和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的検討」139P	
慶長3	3～6月	上野国	榑生領			買高	無姓 分付記載	徳川家康検地 村々の検地結果の目録 慶長3年の沢入村検地帳は3年の誤写か (和泉清司792P)	『群馬県史』通史編4近世1 和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的検討」797P	
天正19	1～閏1月・7～9月	上総国	徳川領			買高	無姓 分付記載	徳川家康検地 西上総→東上総へ実地地蔵が広がる 城主領の家臣領(本多忠勝など)を除く	『千葉県の歴史』通史編近世1 川名登「戦国近世変革期の研究」(岩田清司、2010年)266P 和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的検討」837P	
天正20	10～11月	上総国	徳川領			大半小へ 畷歩	無姓 分付記載	和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的検討」139P		
天正19		上総国	内藤領					内藤家長検地		

豊臣期検地一覽(稿)

文禄2	3~4月・6月・9月	上総国	徳川領(東上総)	島田重次、石原昌明、石原茂左衛門、和田喜兵衛、大久保治右衛門、天野弥次右衛門など	前歩 面積無し	分米無しがほとんど 文禄3年2~3月の須賀郡・永高郡	無姓 分付記載	徳川家康検地 天正検地未実施地域が対象か	川名登・戦国近世変革期の研究, 273 P
文禄3	2~3月・6~9月	上総国	徳川領(山辺庄二保郷)	多木多領	前歩 面積表示	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
文禄4	8月	上総国	徳川領(山辺庄二保郷)	多木多領	前歩 面積表示	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
慶長2	9~12月	上総国	徳川領(山辺庄二保郷)	多木多領	前歩 面積表示	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
慶長3	3月	上総国	徳川領(山辺庄二保郷)	多木多領	前歩 面積表示	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
慶長4	正月	上総国	徳川領(山辺庄二保郷)	多木多領	前歩 面積表示	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
天正14	11月	下総国	北条領(金野本郷)	渡辺弥次	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地 新田検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
天正18	8月	下総国	古河	田中石見守	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 280 P
天正19	閏1~2月・6~12月	下総国	徳川領	吉田佐太郎、田辺十郎左衛門、樋口元兵衛、石毛主膳正、渡辺源兵衛、武田信玄、御田其綱、津田朝成出、大塚左衛門、大久保宗安	大半小歩 面積表示	上田1石5斗の3斗下り、上畠9斗の3斗下り、畠敷1石買高もあり 分米無しの畠も	無姓 分付記載	徳川家康検地 吉田佐太郎が代官が自身の担当地域に検地 大久保長安が統括か	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正20	3~4月・9月	下総国	徳川領	吉田佐太郎、田辺十郎左衛門、樋口元兵衛、石毛主膳正、渡辺源兵衛、武田信玄、御田其綱、津田朝成出、大塚左衛門、大久保宗安	大半小歩 面積表示	上田1石5斗の3斗下り、上畠9斗の3斗下り、畠敷1石買高もあり 分米無しの畠も	無姓 分付記載	徳川家康検地 吉田佐太郎が代官が自身の担当地域に検地 大久保長安が統括か	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
文禄3	6~8月	下総国	武田領	武田領	敬歩	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
文禄5	6月	下総国	藤澤寺・勝芳	藤澤寺・勝芳	敬歩	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
慶長4	4~6月	下総国	島原領	島原家臣; 和田金太夫、高橋五左衛門、和田兵衛、前田弥太夫、石田市右	敬歩	分米無し	無姓 分付記載	徳川家康検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正13	9月	武蔵国	北条氏光領	北条氏光領	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正15	10月	武蔵国	北条氏光領	北条氏光領	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正15	11月	武蔵国	北条氏照領	北条氏照領	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正16	8月	武蔵国	北条氏照領	北条氏照領	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正16	9月	武蔵国	北条氏照領	北条氏照領	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P
天正18	8月	武蔵国	八王子領	八王子領	大半小歩	田500文、畠165文(田300文の村も)	無姓 分付記載	北条氏直検地	川名登・戦国近世変革期の研究, 288 P

天正18	9月	武藏国	徳川領(多摩郡経久郷)入間郡坂戸村)	大久保長安、伊州赤河西孫右衛門						『府中市史上(依拠区史で確認)中野達哉「近世の検地と地域社会」(吉川弘文館、2005年)14P
天正18		武藏国	島田領(入間郡坂戸村)	伊奈忠次、大久保長安、野田新助、中野三助、(孫)石河孫四郎、栗岡忠助、倉橋文藏、神田一郎右衛門尉、(孫)村田兵兵衛右衛門、牛田市平、(孫)井半平藏ら	大久保手代、大野主水助、田辺十郎右衛門、香柳内匠、橋辺文助、舟田時盛ら	大野小倉歩、大野歩	分米無し	無姓分付記載	徳川家康検地 受領主長子家忠は18年9月時点で1万石を領するに及ぶとされる 間寛 6尺5寸	中野達哉「近世の検地と地域社会」14P
天正19 天正20	閏1～2月・ 4～11月・ 2～4月・8月	武藏国	徳川領	伊奈忠次、大久保長安、寺田右兵衛主計、原田左衛門権造、伊奈手代、内藤左衛門尉、袴田七右衛門尉、(孫)河下平次左衛門、山源右、久無石、井上玄右、藤与五右ら	大久保手代、河野豊十郎、太田留内丞、井上善藏、居加左衛門、中山藤之助、竹村藤兵衛、小宮山清次郎、矢崎七三右衛門、長崎多太郎、小宮山八左衛門、久米勇弥、内藤三、井口玄、阿部逸弥ら	大野小倉歩、大野歩	分米無し	無姓分付記載	徳川家康検地 間寛 6尺2分に切り替え	中野達哉「近世の検地と地域社会」28P 和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的研究」
文禄2	3月	武藏国	倉橋領						倉橋則房検地	中野達哉「近世の検地と地域社会」28P
文禄3 文禄4	2～10月・ 2月・8月・ 10～12月	武藏国	徳川領			敬歩(秩父郡・見玉郡)	分米無し 無姓分付記載	無姓分付記載	徳川家康検地 久良岐郡・久良郡・比企郡など	中野達哉「近世の検地と地域社会」38P 『新編埼玉県史』通史編3「近世1
慶長2	1～2月	武藏国	徳川領			敬歩	分米無し	無姓分付記載	徳川家康検地	中野達哉「近世の検地と地域社会」44P
慶長2	8～11月	武藏国	徳川領	大久保長安、諸藤兵衛、古厩大庄兵衛、玉勢代右衛門、羽鹿野加右衛門、松通彦一郎、内藤左衛門太郎、小宮山清右衛門、山清五郎七、井上謙右衛門、田辺十右衛門、高野弥五右衛門、箱五平次、青木勘右衛門、徳沢作十郎、鳥居加右衛門ら		永高(比企郡・入間郡)	分米無し	無姓分付記載	徳川家康検地	中野達哉「近世の検地と地域社会」44P

北大文学研究科紀要

豊臣期検地一覽(稿)

慶長 3 12月・8月・ 1月・9月・ 8～9月	武藏国	徳川領	伊奈忠次、大久保長安、板倉勝重、伊奈忠代；成瀬備前、永田連右衛門、都筑権兵衛、平岩二藏、岡田五郎助、岡文助、中根勘十郎、嶋崎二藏、大久保忠代；田辺十右衛門、高野孫五右衛門、功川小平次、竹尾監物、玉勝藏右衛門、山内忠右衛門、内忠右衛門、板倉忠代；金子孫兵衛、丹波守、渡辺喜四、絹貫三七、賀茂吉新兵	敬歩(豊島郡・比企郡)(多)永高(豊島郡・秩父郡)・高玉(豊島郡)・高	分米無し 永高の場合、上段と文様検地 高・下段と打出分	無姓 分村部帳	徳川家康検地	中野達哉「近世の検地と地域社会」38 P 相泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的研究」839 P 佐藤孝之「近世山村地域史の研究」(吉川弘文館、2013年)
慶長 5	武藏国	足立郡三町面村					酒依喜右衛門検地	中野達哉「近世の検地と地域社会」42 P(新編武蔵風土記)
天正 19 1～2月・5月・8月・ 2～3月・6月	相模国	徳川領	彦坂正三、彦坂忠代；清水十右衛門、山内忠次、福島右近、天孫藏次郎、彦坂九兵衛允正	大半小 敬歩 屋敷は坪	高座郡田名村：上田1石・中田7斗・下田5斗、上島7斗の2斗下り、屋敷1石 鎌倉郡相模村：上田1石4斗・中田1石1斗・下田5斗、上畑7斗の2斗下り、屋敷1石 分米無しの順も	無姓	徳川家康検地	相泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的研究」839 P 『神奈川県史』通史編 2近世 1
天正 19	相模国	米倉領(足柄上郡井ノ口村)	米良六郎右衛門	敬歩	分米無し	無姓	米倉信繼検地	『新編須賀布史』通史編近世、30 P 『神奈川県史』通史編 2近世 1
天正 19	相模国	内藤領(東郡岩倉之庄当麻郷)		敬歩	分米無し	無姓	内藤清成検地	『神奈川県史』通史編 2近世 1
天正 19	相模国	大久保領(足柄上・下郡)	飯田十右衛門、八田才六、(幸)中山助三郎、(幸)滝九藏、(幸)加藤兼右衛門、伊久美平左衛門、(幸)相田又十郎、(幸)半田仁右衛門、(幸)大浦栄女、黒柳登十郎、近藤孫十郎、河原口	大半小 屋敷は坪	分米無し	無姓	大久保忠世検地	『神奈川県史』通史編 2近世 1
文祿 3 7～9月	相模国	徳川領	長谷川長綱、彦坂正三、伊奈忠次、長谷川忠代；中島大藏、曾根勘十郎、渡瀬五郎右衛門、中島繁右衛門、守屋八兵衛、池田輝伊奈忠代；富田吉右衛門、佐野新藏、平岩二藏、中野基助、山本九兵衛	敬歩	分米無し	無姓	徳川家康検地 大久保地の未実地地域が中心(一部市検地)	『神奈川県史』通史編 2近世 1

豊臣期検地一覽(稿)

慶長3	9～10月	伊豆田	内藤領(奈古台村)	栗田庄七、島居右衛門、窪田彦次郎、徳野助藏	畷歩、屋敷は年	分米無し	無姓 分付証蔵あり 「御大根品」や「新庄」も	内藤信成検地		関根省治「近世初期藩制支配の研究」
天正18	9月	安房田	里見領	増田長盛				増田長盛による里見義康領抽出 貫一・二石で換取、里見氏は貫高を継続		川名登「戦国近世変革期の研究」210 P
慶長2 ～11月	1～2月・9	安房田	里見領	増田長盛 増田家臣：須江金藏、横勝院、横井右衛門、吉田治右衛門、古森彦左衛門、北村権右衛門、藤原忠助、南形石衛門、山中清石衛門、大塚勝作		上田1石5斗3升の2斗下P、上島1石の2斗下P、荒畑6斗、屋敷1石	右條の者・増田長盛に 増田長盛による里見義康領抽出 11月13日に安房四郡の検地目録完成			「子爵家の歴史・通史編近世1川名登「戦国近世変革期の研究」214 P
天正12		越後田	蒲原郡牛野尾村		文地	「○文地 ○文そう(畑)」の記載形式	無姓	上杉景勝検地?		『新潟県史』通史編2
天正15	8月	越後田	頸城郡窪田村		貫高	貫高と俊茂並記(俊茂は貫高)1貫=3畝、俊は2斗入り	無姓	上杉景勝検地? 表裏(後集)に「天正拾五年八月経田永付畷」とあり		『新潟県史』通史編2
天正18	11月	越後田	刈羽郡磯河庄	笠原久家、丸田盛房	反坪	貫高制 反坪170文	無姓	上杉景勝検地? 八幡社宛の「贈附之一紙」要録討か(『上越市史』別編2、342号)		『新潟県史』通史編2
文祿4	6～10月	越後田	上杉領	増田長盛、直江兼続 増田領：山内成朝、山内基徳、平野次次郎、小森左衛門、其下右衛門、小森上杉領、増田彦左衛門、上松弥兵衛、甘糟長重、大石元藏、織田吉丞、沼田源右衛門尉	畷歩	上田1石3斗3升の2斗下P、上畑1石の2斗下P、屋敷1斗	無姓	豊后・上杉共同による越後・信濃上杉景勝領検地 文祿3年9月から抽出徴収、定納員数目録作成 上杉領は城主が検地を担当か この検地の情報を元に慶長2年11月に郡絵図を作成		『新潟県史』通史編2 小村式「藩制成立史の基礎的研究」
文祿5 慶長2	10月 8～9月	越後田	上杉領	河内彦左衛門	石高	石高のみで地積なし 「本〇石 見出〇斗」の記載形式	無姓	上杉景勝検地(村検地) 慶長2年12月に知行目録送給 大瀬4斗石田前畷		『新潟県史』通史編2 小村式「藩制成立史の基礎的研究」
慶長3	7～9月	越後田	堀領	本郷次郎作(堀親良家臣)、杉江佐左衛門(堀親良家臣)、原又吉(落合督監家臣)、山本七藏(長瀬小督監家臣)、森長兵衛(長瀬小督監家臣)、杉原小三郎、榎五郎兵衛、神子田太郎(堀、近藤半之丞、堀部助、堀部半右衛門)、蒲田伴兵衛、堀部宗太、秋野市左衛門、堀田入右衛門、田助斗与左衛門、山内久兵衛(堀直寄家臣)、本田龍助(堀直寄家臣)ら	大半小歩 間敷表示	上田1石5斗・中田1石3斗・下田1石2斗・上畑7斗5升・中畑5斗・洞3斗7升9合、屋敷7斗5升 荒田も田で地じた斗代	無姓	堀家治検地 6月に指出 360歩11反 正し時点では堀市直轄領として検地を行なう予定だったが実現せず 上杉時代の越後の石高の1割を増して荒がわれたため、それに合わせるための検地か		『新潟県史』通史編2 小村式「藩制成立史の基礎的研究」

慶長3	6月	越後国 田	溝口領(新発田)		大半小歩	地位は上中下の三段階 斗代は地位に關係なく一定で田 方8斗、畑方3斗	溝口秀勝領地 6月25日に秀勝が領地を日宗給、領地規模 存せず 360歩1反	小村一弌「幕藩制成立史の基礎的 研究」
慶長5	3月	越後国 郡意前)	堀類(沼津原 奥田庄右衛門(堀監物家臣か)		大半小歩 面積表示	分米無し 「○米刈地刈 ○米刈見出しの記 載形式 集計に指上高(指出か)と見出 高を記す 「佐渡列、100町につき府斗8斗 4升 見田も田に載じた斗代	堀秀治領地 慶長3年領地の補充	小村一弌「幕藩制成立史の基礎的 研究」
天正20	10~12月	佐渡国	上杉領	大曾、高野、佐藤	町高	分米無し 見出し 「本〇刈 見出し〇刈」の記載形式	上杉秀勝領地 堀類のほか「領地之一紙」発給 唯一の帳簿(新潟県史1原料編5、3078号) は文様4年のものか	『新潟県史』通史編2 小村一弌「幕藩制成立史の基礎的 研究」
慶長5	9月	佐渡国	上杉領	河村彦左衛門	町高	分米無し 見出し	上杉秀勝領地 中塚(村役人)同士で入替えて領地をさせ る 間草ではなく目録による	『新潟県史』通史編2 小村一弌「幕藩制成立史の基礎的 研究」
天正15		信濃国	虎岩郷			地質無し 本年貢を賣高、増分を賣高で表 示	菅沼定利領地か	吉田ゆり子「兵農分離と地域社 会」(飲食書房、2000年) 鈴木得典「信濃国下伊那郡虎岩 郷における天正期「本帳」と「知 行」の再検討」(『史学論集』34、 2004年)
天正17	9月	信濃国	虎岩郷	中領、菅善、同小兵衛、庄左、 語助	半歩 坪	上田1石3斗・中田1石2斗・ 下田9斗・上畑1石中畑9斗・ 下畑2斗、屋敷1石3斗	徳川家康領地(五ヶ国總領地) 説と菅沼定 利の領地説あり 大橋栄出「領地帳」 360歩1反	吉田ゆり子「兵農分離と地域社 会」 鈴木得典「信濃国下伊那郡虎岩 郷における天正期「本帳」と「知 行」の再検討」
天正18	10~12月	信濃国	日根野領(諏 訪郡)	弓前清左衛門	畝歩	上田1石7斗の2斗下り	口根野高古領地 京井使用 300歩一反	『長野県史』通史編4 鈴木得典「豊田政權下の信濃領 地と石高制」(『信濃』82-3、2010 年)
天正18	10月	信濃国	石川敷江領 (女森・筑摩)	石川敷江		賣高と名請のみ	石川敷江正指出 1貫=2石5斗に換算して鐵砲高を計算	『長野県史』通史編4 鈴木得典「豊田政權下の信濃領 地と石高制」
天正19	9~11月	信濃国	毛利秀頼領 (伊那郡)	大島彦左衛門、長谷川守右衛門、 外長兵衛、山田半右衛門、我井 九兵衛、安井小右衛門、原勝 兵衛、河村新右衛門ら	畝歩 畝歩	上々田1石4斗・上田1石2 斗・中田1石1斗・下田8斗・ 下々田4斗・上畑9斗・中畑7 斗・下畑5斗・下々畑3斗・屋 敷1石2斗	毛利秀頼領地 300坪1反 前年10月に指出を徴収	『信濃史料』17 鈴木得典「豊田政權下の信濃領 地と石高制」
天正19	4月	信濃国 村)	真田領(野倉 村)	真田直幸	賣高	賣高のみ	真田昌幸領地 前年10月に寺算指出を徴収	『長野県史』通史編4 鈴木得典「豊田政權下の信濃領 地と石高制」

北大文学研究科紀要

豊臣期検地一覽(稿)

天正19	2月	遠江国 濱部妙立寺 浜名郡白須加 村	豊臣秀次領 田中臣政領 池田輝政領 郡・徳美郡・ 入石郡・細田 郡・加茂郡		敬歩	分米なし、間数表示あり		池田輝政検地か	本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」
文祿2	11月	遠江国 山内領(豊原 郡・庄司郡)	豊臣秀次領 (濱海郡)	福留右衛門	敬歩	分米なし(一畑あり)	分付記載有	山内一豊検地	本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」
文祿4	11月	遠江国 堀尾領(豊田 郡各所)	豊臣直轄地・ 田中臣政領 郡・徳美郡・ 入石郡・細田 郡・加茂郡	落合隆左衛門・石田助左衛門、 外山隆七郎、森田次左衛門、 大野忠右衛門	敬歩	下田200文、中島500文・下島 400文・下々島200文、屋敷700 文	無姓 分付記載有	堀尾吉晴検地 300歩一反 慶長4年の可能性も? 近世の記録に阿多古中村文祿3年検地の記 述	本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」 堀尾吉晴領(浜松市博 物館、2012年) P.67
慶長2		遠江国 山内領(周智 郡・森田郡)			敬歩	實高	無姓 分付記載有	山内一豊検地か 検地郵便存在せず	本多隆成「近世東海地域史研究」
慶長4 慶長5 1月	8～9月	遠江国 堀尾領(豊田 郡・周智郡)		丹羽彦兵衛、山口半右衛門	敬歩	上田500文の100文下、上島 600文の100文下下り(50文ずつ 低い村も)、屋敷700文(650文 の村も)	無姓 分付記載有	堀尾吉晴検地 慶長5年のものは分錢もなく未詳	本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」 『浜松城主堀尾吉晴』P.67
慶長4	8～9月	遠江国 有馬領(知東 郡)		吉田重部、兼沼、篠原、河本、 飯世右衛門	敬歩	上々田1石5斗の1斗下下り(下 田1石・下々田8斗)、上々島1 石・下島8斗・下々島7斗、屋 敷1石3斗	無姓	有馬豊氏検地 飯世右衛門(飯世の記録による)	本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」
天正17	8～12月	三河国 徳川領		七ヶ条定書書翰給・小栗吉忠、 岡部元吉、神尾直勝、参政元 直、五木、森、末次、山田次、加 藤地蔵人、森末次半、大木彦 左衛門、三ノ浦久作、佐藤三 藏、相谷新九郎、丹羽助十郎、 阿部左右衛門、河井領内(津河 崎野崎助、石橋彦八郎、寿河 三郎左衛門、若田清左衛門、 (筆)小柳津六郎右衛門、島居 甚二郎	大半小歩 屋敷は坪	分米なし	無姓 分付記載有	徳川家康検地(五ヶ条総検地) 9～11月に七ヶ条定書交付 12月に斗代決定 360歩一反 間歩 6尺5寸説と6尺頭説あり	本多隆成「初期徳川氏の農村文 配」 谷口央「『幕藩制成立期の社会政 治史研究』」 本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」
天正18	9～10月	三河国	豊臣秀次領 (濱海郡)	梅谷右衛門尉、浜七郎右衛 門、塚本権儀、兵藤彦五、 田中孚七、木瀬文三	半敬歩	上田1石5斗の2斗下下り、上島 7斗5升の1斗下下り、屋敷7斗 5升の無・帳も	無姓	豊田秀次検地	谷口央「『幕藩制成立期の社会政 治史研究』」 本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」
天正18	8～10月	三河国	豊臣直轄地・ 田中臣政領 郡・徳美郡・ 入石郡・細田 郡・加茂郡	亀井茲矩、宮部藤潤	大半小歩 敬歩	上田1石4斗の2斗下下り、上島 1石3斗の2斗下下り、屋敷1石 3斗	無姓	豊臣奉行による直轄地・大名地検地 間歩 6尺5寸 300歩一反	谷口央「『幕藩制成立期の社会政 治史研究』」 本多隆成「近世初期社会の基礎 構造」 石見島井家文書、36号

天正 20	4月	三河国 豊臣秀次領 (高橋郡八幡・ 養徳・柳原・ 賀茂郡四條下 村)	吉田好章 吉田政吉・樋口勝介、岩手勘 介、後藤石齋村ら	散歩	上田 1石4斗の3斗下り、1石 5斗の2斗下りの村も、上田1 石2斗・中島9斗・下島4斗(村 により違い)	無姓	豊臣秀次領地 同年尾張領地の一環	谷口典「幕藩制成立期の社会政 治史研究」「近世初期社会の基礎 構造」
天正 11	1月	尾張国 織田領(清洲 築前辺)	生物家長、山本与六郎、城戸 内親町、榎原常安、平松与左 衛門				織田信雄領地 自身の上司中に藤公事や豊の康を礼明させ る	『生野文書』『愛知県史』資料編 織巻2、83 織田信雄の居張・伊 加藤益幹「織田信雄(信雄)の権 力と地域社会」『近世文庫』1986 年)
天正 11	8～10月	尾張国 織田領	織田長益、岡田重季、平手大 炊、中山定成、佐久間正勝、 沢井重重	賈高	賈高		織田信雄領地 後継と並行して知行状発給、知行高を後か の建替する場あり 織田信雄の取公・加増 寺社領の取公・加増 知行替あり	加藤益幹「織田信雄の居張・伊 勢支配」
天正 14		尾張国 織田領		賈高、11年検地の1.5倍程度の 打出しか	打出しか		織田信雄領地 7月に一斉発行 知行替あり	加藤益幹「織田信雄の居張・伊 勢支配」
天正 20	2～4月	尾張国 豊臣秀次領	吉田修理亮勝頼、田中次郎左 衛門、田中和泉守長政、左部 重政、田中角介	散歩	上田 1石5斗の2斗下り(上田 1石2斗の村も)、上島1石2斗 の3斗下り	無姓 うせ人など (肩書)	豊臣秀次領地 寺領も「惣領国々ニ」に検地 300歩一反 打ち渡しは8月まで続く 検地に先立ち知行う石高が決定(所付は検 地後) 検地以前に御前儀のため賈高を石高に換算	『清洲町史』 「『清洲町中』 下村信隆「尾張国における賈高 か」の発行(『名古屋 博物館前研究紀要』88、2012年)
文祿2 文祿3	12月 1～4月	尾張国 豊臣秀次領	豊臣泰守：木下与右衛門延 重、瀧山久次郎忠征、竹中藤 介陸重、佐久間正勝、伊藤 長門守盛景、古田兵部少輔重 勝、長束次郎兵衛直吉、平野 新八郎、川井九兵衛、山田喜 四郎、安城浪守守左、小山 清石衛門長政、徳島軒道茂、 秀次奉行：桑田勝太郎、国友 久徳、大島文右衛門、長藤参 久、坪内平右衛門、長藤参 右衛門、平野参三郎、饒の几				豊田政権・豊臣秀次共同による豊臣秀次領 領地 秀次領「すいひ」への対応	『清洲町史』
天正 11	8～10月	伊勢国 織田領	織田長益、岡田重季、平手大 炊、中山定成、佐久間正勝、 勝方兵部少輔真政、日置大膳 亮、榎原弥四郎	賈高	賈高		織田信雄領地 検地と並行して知行状発給、知行高を後か に建替する場あり 寺社領の取公・加増 小川長保以下は7月20日に検地参加を命 じられる	加藤益幹「織田信雄の居張・伊 勢支配」 加藤益幹「織田信雄(信雄)の 『愛知県史』資料編12 織巻2」 1041号
天正 14		伊勢国 織田領		賈高、11年検地の1.5倍程度の 打出しか	打出しか		織田信雄領地 7月に一斉発行 知行替あり	加藤益幹「織田信雄の居張・伊 勢支配」

豊臣期検地一覽(稿)

天正15 (文禄 3?)	9月	伊勢国 飯高郡田原町	中村内民部丞		敬歩	上田 1石5斗5勺の2斗下り	無姓 (天工ノ) の庄部有	蒲生氏郷検地とされるが実は文禄3年検地の写か(今野論文)	武藤和生「伊勢・伊賀・志磨諸国に於ける天正の検地」(三重大学社会学部学術研究所研究要)20、1988年 今野真「大隅検地の土地把握と計算・記述能力」(F)
天正17		伊勢国 飯高郡飯沼田村						蒲生氏郷検地か(検地帳未確認)	大石学「伊勢国文禄検地の基礎的研究」(徳山林政史研究所研究紀要)昭和57年度、1982年)
文禄3 7~9月		伊勢国 一國全体(伊勢・伊賀)の一部分(伊勢・伊賀)を除く)	奉行:船葉重通、瀧山雄利、阿木良勝、服部一忠、一柳可成、新庄直忠、朽木元綱 役人:松村作兵衛、瀬岡三兵衛、西村千介、吉田九郎ら		敬歩	上田 1石5斗5勺の2斗下り、上田 1石2斗5勺の2斗下り、屋敷1石2斗が頭割たが外れる村も数%有り	一部村の役人、職名、肩書、職名も(肩書)部分付記 小物成記録のある村が4郡、阿木が村に検地帳を交付したとの伝	豊臣奉行による一國検地 運用、阿木・服部、一柳は伊勢に領地を持つが、他メンバーも近隣諸国の大名(伊勢全体では大石13名) 飯沼は伊勢神宮の「三奉行」検地奉書は6月17日付、知行状は9月21日付	大石学「伊勢国文禄検地に関する大石学」(伊勢国文禄検地に関する大石学「地方史研究」209、大石学「一柳宗直と伊勢国」(『東洋学』)第3部門社会科学者)49、1988年)
天正16	9月6日	志摩国 度会郡小浜	田辺与三右衛門安成、堀安助 勘助前依			上田 1石を1石3斗に訂正・以下1斗下りと同じ「バズン・下島4斗5升を6斗に訂正・下島3斗を5斗に訂正		九鬼嘉隆検地か	「小浜商業協同組合文書」(三重県史)資料編中世2、676頁
文禄3 10月		志摩国 度会郡小浜 英彦郡備方村				上田 1石5斗		九鬼嘉隆検地?豊臣直轄検地?	「小浜商業協同組合文書」(東大史料編纂所蔵マイクロフィルム『三直県史』資料編近世1、1015頁
天正11	8~10月	伊賀国 織田領	織田信益、岡田重孝、平手大炊、中山定成、佐久間正勝、沢井権重			買高		織田信雄検地 検地と並行して知行状発給、知行高を後から連絡する場合も 寺社領の取公・加増	加藤益幹「織田信雄の臣長・伊勢支配」
天正14		伊賀国 織田領				買高、11年検地の1.5倍程度の 打出しか		織田信雄検地 7月に二行発行 知行書あり	加藤益幹「織田信雄の臣長・伊勢支配」
天正14	9月	伊賀国 筒井領(伊賀郡御所町村)	島細部		半敬歩廻	分米無し	無姓(一部に延入し「右手代」の注記有)	筒井定次検地 9月3日付の「田畑中下田分帳」あり	武藤和生「伊勢・伊賀・志磨諸国に於ける天正の検地」
天正12	10月	美濃国 稲葉領						稲葉貞通検地 詳細不明	『大日本史料』11-9、329-330頁 「飯良県史」近世上

天正 17	10～12月	美濃国	一回焼地	養行・邊野長吉、伊藤秀盛、比根山盛、石田正隆、木村常隆、小野大重文、寺西正勝、竹中重隆 役入：尾藤次郎三郎、鈴木又右衛門、林次郎三郎、八田善太夫、間宮清八、林孫右衛門、早川長政、木村清久、増田長盛、日強野久助、毛利重政ら	半敬歩	上田 1石5斗の2斗下り、上田 1石2斗の2斗下り	無銭	豊后奉行による一回焼地 300歩一反 検地年月は10月 7月付の検地帳があるが写本のため採らな い	『岐阜県史』近世上
天正 10	3～5月・7 ～11月	能登国	前田綱(能登 一國)	林久右衛門尉、神野右衛門 尉、鶴野喜兵衛尉、天鼓助兵 衛尉、石崎長春、辰野清介、嶋 崎伊三、谷本左衛門尉、大窪 升、神野善次	大半小歩	分米無し 米俵で反別一律3俵で計算 一俵3斗入り	無銭 石磨なしの ものも	前田利家検地 指図に基つき美濃、村高を把握 300歩一反	『岐阜県史』近世上
天正 11	8～12月	能登国	前田綱(能登 一國)	林久右衛門尉、神野右衛門 尉、鶴野喜兵衛尉、天鼓助兵 衛尉、石崎長春、辰野清介、嶋 崎伊三、谷本左衛門尉、大窪 升、神野善次	大半小歩	反別一律3俵	無銭 石磨なしの ものも	前田利家検地 美濃・文重なし 天正10・11年検地の指山高をほぼ踏襲 300歩一反	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 14	3～4月	能登国	前田綱(能登 一國)	長連龍	大半小歩	反別一律3俵	打戻状のみ	前田利家検地 2.9%打出しへの取替を受けて高を下げたか 詳細は未詳	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 17	5～7月	能登国	前田綱(能登 一國)	大井久兵衛、越江与三兵衛、 瓜生親七、岡部新藏、神野東 春、矢嶋弥次衛門、神野三 郎、橋岡喜左衛門、宇野喜兵 衛	大半小歩	反別一律3俵	打戻状のみ	前田利家検地 文重をしたように見せかけ美濃は一 律2.9%打出し	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 19		能登国	前田綱(能登 一國)	長連龍	大半小歩	反別一律3俵	無銭	前田利家検地 長連龍検地 300歩一反、京丹使用 名寄御記記載 検地高に45%をプラス(3万石に近づく ために操作か)	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 20	9～10月	能登国	長綱(能島半 郡)	長石衛門尉、三井惣作尉、阿 岸守右衛門	敬歩	上田 2石の5斗下り、(下々田7 斗)、上田 1石の2斗5升下り (下々田3斗5升)、鹿蔵 1石5 斗	無銭	佐々成政検地 指図取替か	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 11	5～8月	越中国	佐々綱(越中 四郡)	森川善右衛門尉、藤川小右衛 門尉、齊藤久右衛門尉、櫻岡 善左衛門、細田四左衛門、 内田伊三郎、谷文左衛門	大半小歩	反別一律3俵	打戻状	前田利家検地 拝領以前から美濃か 360歩一反(儀未まで)	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 13	閏8～9月	越中国	前田利長領 (御波・射水・ 備前)	三崎守右衛門、山守久次、吉 田長藏、石川進平	大半小歩	反別一律3俵	打戻状	前田利長検地 検地と表記されるが実際には検見で、美取 量と調査 一俵5斗入り	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正 19	9月	越中国	前田利長領 (次郎長朝 忠交代)		大半小歩		打戻状		木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」

北大文学研究科紀要

豊臣期検地一覽(稿)

天正20	9月	越中国 (水見郡前田村)	前田利長領 神尾國清、石川左衛門大	大半小歩		打渡扶	前田利長領地か 検地と表記されるが実際には検見で、実収 量を調査	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
文禄4	11月	越中国 (前田領(新川 郡))	前田利長領、横山大膳亮 長和、武田宮内少輔矩清、神 尾國清助之直	大半小歩	反別一律3俵 一段5斗入りで以後継続	打渡扶	前田利家領地 蔵入地の前田頼重入にとともなう総検地	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
文禄5	10月	越中国 (前田利秀領か 本江村)	三輪主水、石川左衛門大	大半小歩	反別一律3俵	打渡扶	前田利秀領地か(役入は天正20年前田利長 領と被る)	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
慶長2	9月	越中国 (前田利長領 (湯波郡米見))	前田利長守長領、稱大學助長 康、森川善右衛門、丹波權平、 太田田原長和、吉田長藏守殿	大半小歩			前田利長領領地 突領は検見で、毛付高・物成の査定	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
慶長3	10月	越中国 (前田領(新川 郡))	前田利長守長領、横山大膳亮 長和、武田宮内少輔矩清	大半小歩	反別一律3俵	打渡扶	前田利家領地 丈量を首略して高だけ上昇させた居検地	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正11	5～8月	加賀国 (前田領(石川・ 河北))	前田利家	大半小歩	反別一律3俵		前田利家領地 ごわい前の先立間検地は石高 360歩一反(石和まで)	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正12	6～7月	加賀国 (能美)	丹羽長秀				丹羽長秀領地 越前と同時	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正19	9月	加賀国 (村上領(能美 郡))	村上綱勝	敬歩	田は等敷に上らず1石5斗、上 島8斗3升3合3勺・下島3斗 3升3合3勺、屋敷8斗3升3 合3勺	無姓	村上綱勝領地 360歩一反	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
慶長3	6～7月	加賀国 (豊臣直轄地・ 丹羽領(江沼・ 能美))	豊臣奉行 沢崎重春、松本四郎右衛門尉 伊藤六、中村少郎右衛門尉	敬歩	田は一律4斗か(1石5斗)	打渡扶	江沼郡は豊臣直轄、能美郡は丹羽長重領地 か 正旨時点で秀吉は越前検地と同時に命令 丹羽領は4月時点で2割増しの加増	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
慶長3	9～12月	加賀国 (前田領(石川・ 河北)〈松田孫 々〉)	水野大郎右衛門尉、山田大郎 左衛門尉、加藤文左衛門尉、 津波長右衛門尉、杉本重一郎、 河村勘次、大谷季行、堀一春、 村左衛門、栗原基左衛門尉、星 田正三郎、加賀野井毛作、忠 見入兵衛尉、中嶋喜介	大半小歩	反別一律3俵 一段5斗入り	打渡扶	前田利家領地 利長への代替わりが契機か	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」
天正12	6～7月	越前国 (丹羽領(敦賀 郡)以外の山 部)		大半小歩	反別一律1石5斗、島は廿島1 貫・下島&山畑500文など	打渡扶	丹羽長秀領地 360歩一反	木越隆三「織豊期検地と石高の 研究」

慶長3	6～7月	越前国	一國倭地	長束正家、伊東康次、井上新介・吉田盛徳、小堀正次、木村田助、朽木元胤、御井直勝、杉田重忠、榎田貞徳、新庄辰徳、長束直吉、長谷川以貞、服部正家、林松石齋門、速水守八、清江良氏、御牧宗朝、山内均盛	上田1石8斗～5斗の1斗下下、上田1石5斗～9斗・中田1石4斗から8斗・下田1石2斗～7斗、屋敷1石7斗～5斗(村によつて異なる)	無姓	豊臣奉行による一國倭地 正日に秀吉が駕降り後の倭地を決定するも実現は6月 検知:冬日は秀吉が倭地奉行に宛てた長文・物と、各倭地奉行が宛送した短文・物があり、前者は月日未詳、後者は6月20日付・7月16日付など複数枚がある 18万石打出し 検知:奉行は倭地終了後の7月20日に上洛	木越三「續豊明倭地と石高の研究」 『石高向文』通文欄2 『石高向文』通文欄2 『石高向文』通文欄86
天正11		若狭国	木村領(三方郡)	木村重人佐定重	三方郡、上田1石8斗の1斗下下(村によつて異なる)	無姓	大村定重倭地 木村半人クツチ候ヲ諸物事クイラン也」とあり 天正13年の坂井直勝御池奉行状は石高制 浅野長吉倭地 前年の宛行状には石高記載無し 300歩一反 木下勝後の新入部にもなる指出	『福井県史』通文欄3 『宇波高神社文書』18号(福井県史、資料欄8) 『坂井家文書』1号(『三重県史資料叢書』資料欄中世2補遺11) 『南井県史』通文欄3 『小浜市史』通文欄上
天正16	6～7月	若狭国	浅野領	川口直太郎、近藤久次、千田藤石齋門等		無姓	『大日本史料』11-2、12頁 『滋賀県史』1、3 『鳥取県史』3 『山口県史』3	
文祿3	3月	若狭国	木下領	丹羽領(滋賀郡)				
天正10	7月	近江国	丹羽領(滋賀郡)	増田長盛、伊藤秀盛、小出出羽守?2	3代一定地守 領家認識無き 田は一反あつたが8斗少々か	無姓 地名(冒稱)	豊臣直轄倭地 『宛行状』とも(『新修大津市史』) 300歩一反	
天正11	6～7月	近江国	栗太郡・蒲生郡	伊藤秀盛			豊臣直轄倭地 浅野長吉へ指出	『今福日吉神社文書集成』439 『八日市市史』3
天正12	8～9月	近江国	蒲生郡御多保村(丹波金十郎領地)	伊藤秀盛			8月の再倭地か 7月で10月1日に住民が起訴文、11月6日付で浅野長吉から、御池地は2代地助を宛てた多、12月2日にも今福の足置あり 天正13年9月の検知宛封あり 委紙には11月16日三右衛門・宗右衛門・孫介とあり	『八日市市史』3
天正12	11月	近江国	蒲生郡今在家村(大野木盛之丞領地)	尼子六郎左衛門、石田三成、宮城盛盛、豊田定長、毛利重政、中村簡助	菓山1石1斗5升、野島上島7斗5升の1斗下下、屋敷1石1斗5升		提出 佐藤國孝守・吉田圓前守・森島宗宇・浅野長吉・御堂守紀 給人知行高と村役人給を記載	『今福日吉神社文書集成』438
天正18	9月	近江国	蒲生郡御多保領地(丹波金十郎領地)	政前左衛門二郎、介一				
天正19	1～4月	近江国	豊臣領(栗太郡・豊前郡・蒲生郡・坂田郡・蒲生郡・浅井郡)	奉行:増田長盛、長束正家、大野木盛盛、早川兵政、牧村神崎、宮城盛盛、柳屋真雄、片橋石齋門 旗本領 役人:奥山源丞、善正、滝野助七、渡新太郎、福西善次	若田村:上田1石7斗の1斗下下、上田1石2斗、屋敷1石2斗 柏原:上田1石6斗・中田1石4斗 小谷寺:上田1石7斗の2斗下下 下日吉村:上田1石6斗5升の1斗下下、上田1石2斗の2斗下下、屋敷1石2斗	無姓	『草津市史』2 『八日市市史』3 『新修越前市史』史料欄古代・中世1、中世編年史料82号 伊藤真昭「石田三成成田山入城の時期について」(『洛北史学』4、2002年)	

北大文学研究科紀要

慶長 3	10月	山城国	三井寺領之内 庄兼寺方						「三井寺領之内庄兼寺相續帳」庄兼寺分だけ 書き抜いたものか	「長楽寺相續文書集」東大史料編纂 所蔵寺録帳
天正 15	8～11月	丹波国	一國か（天田 郡・米上郡・ 多紀郡・向原 郡・桑田郡）	片桐貞元、早崎常三、片桐且 元、石川光重、山口宗長	代 大小勢歩 敬歩	榎原村：地味難し、田1石2斗、 畠7斗、屋敷7斗 塩谷村：上田1石3斗の1斗下 り、上畠7斗の2斗下り	無姓	豊臣奉行による一國検地	嵐田郡の太閤検地について—多紀郡奥谷村を中心として— （『兵庫史』24、1960年） 今中寛司「伊達国の太閤検地— 丹州米上郡榎原村の検地について—」 （『兵部史』12、1954年） 「新井田町史」2 「福山町史」2	
天正 19	8月5日	丹波国	船井郡塩谷村						名寄帳	「三和町史」上
天正 20		丹波国	多紀郡奥谷村						写	「三和町史」上
文祿 3		丹波国	多紀郡大沢村	前田玄以					豊臣直轄検地 嵐田郡塩谷村は検地帳 10冊が残るという	「福山町史」1、2 嵐田郡「丹波の太閤検地について— 多紀郡奥谷村を中心として—」
文祿 4		丹波国	米上郡御原村						名寄帳 畠方のみ	「三和町史」上
文祿 5	9～10月	丹波国	前田領か（嵯 羽郡・桑田郡） 井郡・桑田郡	前田玄以 手代：佐久間清右衛門康、丹 羽宗英、尾道清左衛門定安、 松田勝右衛門辰行	敬歩	山国莊小塩村：1石2斗の1斗 下り 山国莊下村：1石3斗の1斗下 り	無姓	前田玄以検地	「新井田町史」本文編2 「丹波国山国莊史料」 『三和町史』上	
慶長 2	11月	丹波国	前田領か（桑 田郡・神吉上 村）	尾地清左衛門、鎌乃金右衛門	敬歩	上田1石3斗5升・中田1石3 斗・下田1石1斗、上畠8斗の 一斗下り、屋敷1石	無姓 「酒屋」「茶 屋」（冒稱）	前田玄以検地	「慶長二年神吉上村検地帳調査 報告」/近衛「聞き取り調査報告 2」/南丹市教育委員会、2012年	
天正 13	閏8～12月	大和国	奈良			地子		無姓	豊臣政權への指出 文書集は同8月20日に伊藤秀盛宛に指出 行儀（『大津文書』29（須藤文書1））	「奈良市史」通史 3
天正 14	9～10月	大和国	興福寺領						豊臣秀長による検地？ 『多聞院日記』6月20 条では指出と織田時 代の指出の高み異なることが問題に	「奈良市史」通史 3
天正 15	10月	大和国	豊臣秀長領 （吉野郡・十津 川郷）	小堀正次、野崎五三郎、長五 郎左衛門玄吉、金左衛門、な まかを、雨垂介、与七郎、藤 小堀家臣；長久、神左衛門、藤 大夫、甚大夫、神左衛門、藤 次郎、あいは、太郎左、七郎、 弥三、弥三郎、藤次、与一郎	大半小 一冊 「かわ はた」	一定せず	無姓	豊臣秀長検地 紀伊国と連動か	被地か 『多聞院日記』8月16日条に「京終田地検 知」と有り、京終、は奈良を指すか	井戸佳子・藤本清二部「京州に おける太閤検地と石高制の成 立」、『南紀山地方史研究』7、 1984年）
天正 19		大和国	奈良							「奈良市史」通史 3
文祿 2	12月	大和国	豊臣秀長領 （宇智郡）	小堀正次						「五條市史」上

北大文学研究科紀要

天正13		和泉國	日根郡・南郡？	小畑正次					豊臣秀長陣地か 豊田8月に紀伊國への陣地命が发出しており、同時か	『丹和甲田市史』3 森杉彩夫「和泉國の六間陣地」、『大阪経大論叢』194・200、1990・91年)
天正19	5月	和泉國	和泉郡	吉田藤右衛門					指出 目録からの起請文あり	『丹和甲田市史』3 『和泉郡史』2、328-329頁
文祿3	8月	和泉國	一國陣地	片桐貞元、石川光元、宮城豊盛、淺野長吉、石川正盛、木下屋久、船越保康、桑原貞徳	敵歩	大高郡綾井陣石村：上田1石3斗の1斗下9、中島8斗の2斗下9、屋敷一石 和泉郡飯高木中村：上田1石4斗の1斗下9、下田は、8斗5斗、上田1石3斗5升の1石5斗、上田1石2斗の2斗下9、上島1石2斗の2斗下9、屋敷1石2斗	無姓 地名 (肩書) 片桐・石河・宮城・淺野の分は250歩一反 片桐・石河・淺野は卒6尺5寸	豊臣奉行による一國陣地 8月3日付で奉行宛に陣地桑目奉給ごとし 前年8月に美濃決定か「かりそめのひとり	森杉夫「和泉國の太閤陣地」	
天正13	閏8月以後	紀伊國	一國か	小畑正次					豊臣秀長陣地 閏8月9日に命令 実施に実施されたかは不明	安藤精一「近世農村史の研究」(南文庫出版、1984年) 井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤陣地と石高制の成立」
天正15	9月	紀伊國	玉置民部少輔領(日高郡江川村)	小畑正次 小畑家臣：赤太郎、宗介	半敵 「一所」も	等級無し 反別1石2斗	無姓	豊臣秀長陣地 地質表示は久米陣地	豊田奉行による高野山領陣地 高野山陣地による 高野山の反対により実施されず？	井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤陣地と石高制の成立」(2004年)
天正16	8月か	紀伊國	高野山領							
天正17	6月以前	紀伊國	海部郡加太						元秀の面議からの推測	速水謙「近世初期の陣地と農民」(和泉書院、2009年)
天正18	10～11月	紀伊國	北山陣地(佐俣郡こもり村・下尾井村)	小畑正次、野崎左三郎、兼頼 勘兵衛 小畑家臣：赤太郎、与一郎	敵 「一所」が多い	等級付無し 田1石2～1斗、畠7斗	無姓 「清水寺」等も	豊臣秀長陣地	前田正明「天正十九年の高野山領の陣地について」(『和泉山地方史研究』54、2008年) 前田正明「天正十九年春桑山村陣地版」(『天正十九年春桑山村陣地版』、『藤山山県立博物館研究紀要』17、2011年) 井戸佳子・藤本清二郎「紀州における太閤陣地と石高制の成立」	
天正19	9～10月	紀伊國	高野山領(伊都郡・那賀郡)	小畑正次、星谷繁三郎、上月九石衛門、豊石勘十郎、勝介、勘次、寛右衛門、芳介、松介 小畑家臣：宗介、赤太郎、与一郎、孫二郎	半もあり	上田1石3斗の1斗下9、上畑1石の2斗下9、屋敷1石2斗		豊臣秀長陣地 天正18年9月に命令、10月に指出 反対派の抵抗と秀長の死でこぼれたん中しか 御前帳作成のため		

豊臣期検地一覽(稿)

文禄年間		紀伊国							検地有り?	享豊私年「豊臣期紀伊における検地と石高」
天正10	2～3月	播磨国	姫路惣仕領		半敏	上田1石3斗の1斗下り	無姓 「いで井」 「三年」河 間」など(備 註)	荒田帳 以前の検地帳からの書き抜き? 300歩一反と300歩一反能ひる	「大日本史料」11-2、13頁	
天正12	9月	播磨国	清水寺領	矢野左京亮定綱				豊臣秀長による提出 寺領認定のための提出か	河村昭一「中世の播磨と清水寺」 (『史料』2013年)	
天正15 以前		播磨国						木下家定が同年10月に豊外れ地の振作を命じる		
文禄3	9月	播磨国	宇喜多頼(赤船郡海世細真殿村)	宇喜多河内守・宇喜多土佐守	敏歩	等級無し 1石2斗～1斗	無姓 「して人」 「ちくぐん」	宇喜多秀家検地 300歩一反	『兵庫県史』3 寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」(木原正徳先生古稀記念論文集刊行会編「朝日新聞特別の祝賀と文化」総社新聞社発行会、1995年)	
文禄4	8月	播磨国	一國か	石山光元	敏歩	上田1石5斗・中田1石3斗・下田&下交田9斗・上田8斗・下山島4斗・屋敷1石・8斗	無姓	豊臣奉行による検地か 8月17日付で木下家定が姫路を加増されることと関連か 8月21日付で斑鳩寺・島津・黒田・片桐真盛に宛付状 播磨の文禄4年検地帳は一冊のみ。池田氏の検地の際に出収か	『兵庫県史』3 寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」	
天正16	10月	備前国	長法寺領	花房彌十郎、宇喜多平十郎、足立善十郎				宇喜多秀家による長法寺への提出要求	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」	
天正17	6月	備前国	安養寺領	金谷兵衛、角南藤左衛門、角南左衛門	代歩	等級無し 斗代一定せず 没収分は慣例	無姓 作〇〇の 染地 地名(冒書)	宇喜多秀家検地 寺からの提出を承認か 300歩一反 18年3月に没収分を返還	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」	
文禄3	9月	備前国	宇喜多頼	帳簿打ち渡しは戸川達安内徳盛宗五郎、岡家判内富山又右衛門尉、長巻綱直内池田与右衛門尉	敏歩	等級無し 田だけで9段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 300歩一反 播磨国と同時に 9月に宛付状を作成 文禄4年1～2月に寺社・郷黨を打ち渡す	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 榎原崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社郷黨連の基礎的考察」(『年報赤松氏研究』2、2009年)	
天正15 以前	9月以前	美作国	宇喜多頼(備前分)	帳簿打ち渡しは戸川達安内徳盛宗五郎、岡家判内富山又右衛門尉	敏歩	等級無し 田だけで9段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 石高前の先行か天正15年9月にあり	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 榎原崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社郷黨連の基礎的考察」	
文禄3	9月	美作国	宇喜多頼	帳簿打ち渡しは戸川達安内徳盛宗五郎、岡家判内富山又右衛門尉	敏歩	等級無し 田だけで9段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 300歩一反 播磨国と同時に 9月に宛付状を作成 文禄4年1～2月に寺社・郷黨を打ち渡す	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 榎原崇文「豊臣期宇喜多氏における文禄四年寺社郷黨連の基礎的考察」	

天正17		因幡国	亀井領					12月付で秀吉の領如朱印状	田中成行「中世の惣村と文書」(山川出版社、1998年)
文禄3	9月以前	但馬国	宮部領	兼父郡持河内村名寄帳・等級無し 田1石3斗～6斗、畠7斗～2斗	無姓 分付記載あり	宮部義綱領地	毛利源元天正惣領領地 360歩一反 豊臣政権からの命令による(御前坂の前提?)	「兵部史」3	
天正18	10月以前	伯耆国	毛利領	等級無し 斗代一定せり(田9～3斗、畠300～100文) 換算基準は1貫=1石		毛利輝元兼重蔵出陣地	毛利輝元による御前坂の領地 300歩一反 打陣坪は慶長4年8月以後で発給 畝止まりや10歩単位が多々大雑把な丈量	田中謙二「近世の惣地と年貢」(中野実、1962年) 光茂雅治「中・近世移行期大名領国の研究」(教育書房、2007年)	
慶長2 慶長3		伯耆国	毛利領	等級無し 斗代一定せり(田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文)	無姓	毛利輝元天正惣領領地 豊臣政権からの命令による(御前坂の前提?) 300歩一反 「毛利輝元領地帳」という19年11月付 無算(公文江島家文が所収)があり、「一〇〇俵」 名謂人名」の記載形式(名寄帳か)	田中謙二「近世の惣地と年貢」 松山伸隆「戦国大名宅行儀の研究」 「新島島根県史」史料編2、3号		
天正17	10～11月	出雲国	一國	等級無し 斗代一定せり(田9～3斗、畠300～100文) 換算基準は1貫=1石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元による惣領地か 出雲国屋敷丈量153は「御前坂」として 御定寺丈量は9月20日付の打ち渡し所付	「広島県史」通史9近世1		
文禄4		出雲国							
慶長2 慶長3		出雲国	毛利領	等級無し 斗代一定せり(田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文)	無姓	毛利輝元兼重蔵出陣地 300歩一反 打陣坪は慶長4年8月以後で発給 畝止まりや10歩単位が多々大雑把な丈量	田中謙二「近世の惣地と年貢」 光茂雅治「中・近世移行期大名領国の研究」		
天正11	7月	石見国	妙義寺領(坂田藩)	相田中務丞兼左、家慶、□兼川助左衛門将兵衛		益田藤左衛門屋敷、益田藤兼判判あり 検地目録形式			
天正18	10月以前	石見国	一國	等級無し 斗代一定せり(田9～3斗、畠300～100文) 換算基準は1貫=1石	無姓 地名(肩書)	毛利輝元天正惣領領地 360歩一反 豊臣政権からの命令による(御前坂の前提?)	田中謙二「近世の惣地と年貢」 光茂雅治「中・近世移行期大名領国の研究」		
慶長2 慶長3		石見国	毛利領	等級無し 斗代一定せり(田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文)	無姓	毛利輝元兼重蔵出陣地 300歩一反 打陣坪は慶長4年8月以後で発給 畝止まりや10歩単位が多々大雑把な丈量	田中謙二「近世の惣地と年貢」 光茂雅治「中・近世移行期大名領国の研究」		
慶長4	5月	石見国	益田領	9段陸または6段陸、畠屋敷は3段陸		益田元経領地 300歩一反 5月5日付で検地条目発給			

豊臣期検地一覽(稿)

天正18	10月以前	備中国	毛利領			大半小歩	等級無し 斗代一定せり(田9~3斗、畠300~100文) 換算基準は1貫=1石	無姓 地名(肩書)	毛利源元天正惣領検地 360歩一反 豊臣政権からの命令による(御前帳の前提?)	田中隸二「近世の検地と年貢」 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の研究」
文祿3	9月	備中国	宇喜多領	帳簿打ち渡しは、(戸川達安内)・徳盛弥五郎、(岡家利内)・扇田文右衛門尉、(長基廣直内)・池田与右衛門尉		破歩	等級無し 田だけで9段階の斗代	無姓	宇喜多秀家検地 300歩一反 播磨国と同時か 9月に宛行状を完成 文祿4年1~2月に寺社へ帳簿を打ち渡す	寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」 藤原崇文「豊臣期宇喜多氏における文祿四年寺社領寄進の基礎的考察」
慶長2 慶長3		備中国	毛利領	奉行：兼重元就、藤田就貞		破歩	等級無し 斗代一定せり(田1石5斗~4斗、畠800~150文、屋敷750~400文)	無姓	毛利源元兼重藤田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に築給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中隸二「近世の検地と年貢」 光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」
慶長5	4月18日	備中国	備島神社領 (阿賀郡小坂部村)	西与藏、久兵衛		破歩	田1石4~3斗・上田1石2斗・中田1石3斗など、一定畠畠・屋敷は買高	無姓 「得主」/「重領」/「肩書」と(肩書)	備島神社検地	光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」 「花鳥果史」古 代中世資料編Ⅲ、1829号
慶長5	8月21日	備中国	毛利元康領 (小田郡小田村)	井上新左衛門					毛利元康検地	光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」
天正13	7~10月?	備後国	品治郡・安那郡	二重孫兵衛、早玉左衛門尉、羽仁加藤守、備山二郎右衛門尉、備井權五郎、本郷地彦左衛門尉		大半小歩	等級無し 田6斗、畠500文	有姓も	毛利源元天正惣領検地 打渡坪付が複数広米	田中隸二「近世の検地と年貢」 光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」
天正18	10月以前	備後国	一国	奉行：兼重元就、藤田就貞		大半小歩	等級無し 斗代一定せり(田9~3斗、畠300~100文) 換算基準は1貫=1石	無姓 地名(肩書)	毛利源元兼重藤田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に築給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中隸二「近世の検地と年貢」 光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」
慶長2 慶長3		備後国	一国	奉行：兼重元就、藤田就貞		破歩	等級無し 斗代一定せり(田1石5斗~4斗、畠800~150文、屋敷750~400文)	無姓	毛利源元兼重藤田検地 360歩一反 豊臣政権からの命令による(御前帳の前提?)	田中隸二「近世の検地と年貢」 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の研究」
天正18	10月以前	安芸国	一国			大半小歩	等級無し 斗代一定せり(田9~3斗、畠300~100文) 換算基準は1貫=1石	無姓 地名(肩書)	毛利源元兼重藤田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に築給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中隸二「近世の検地と年貢」 光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」
天正11		周防国	毛利領(吉敷郡・佐敷郡)			破歩	等級無し	無姓	毛利源元兼重藤田検地 300歩一反 打渡坪付は慶長4年8月以後に築給 畝止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中隸二「近世の検地と年貢」 光成雅治「中・近世移行期大名領国の研究」

天正16	8月（遅くともこの時期には実施開始）	周防国	一国						毛利輝元・元正・惣領嫡地 300歩一反 惣領石政権からの命令による（御前張の前提？）
慶長2 慶長3		周防国	毛利領	奉行：兼重元就、藤田就貞	敬歩	等級無し 斗代一定せせ ⁹ （田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文）	無姓 地名（肩替）	毛利輝元兼重藤田嫡地 300歩一反 打違坪付は慶長4年8月以後に築結 取止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中謙二「元正の嫡地と年貢」 光成善治「中・近世移行期大名領国の研究」
天正15	8月	長門国	一国		大半小歩	等級無し 斗代一定せせ ⁹ （田9～3斗、畠換算基準は1貫＝1石）	無姓 地名（肩替）	毛利輝元・元正・惣領嫡地 300歩一反 惣領石政権からの命令による（御前張の前提？） この長門嫡地に伴う指出の初見	田中謙二「元正の嫡地と年貢」 光成善治「中・近世移行期大名領国の研究」
慶長2 慶長3		長門国	毛利領	奉行：兼重元就、藤田就貞	敬歩	等級無し 斗代一定せせ ⁹ （田1石5斗～4斗、畠800～150文、屋敷750～400文）	無姓	毛利輝元兼重藤田嫡地 300歩一反 打違坪付は慶長4年8月以後に築結 取止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	田中謙二「元正の嫡地と年貢」 光成善治「中・近世移行期大名領国の研究」
慶長4	7月	周防国	吉川領（別府村）	山縣敏右衛門、阿部忠勝守、白地守、三石衛門、井上平左衛門、公文近藤十郎左衛門	敬歩	斗代一定せせ ⁹ （中田1石2斗、中田100文取廻）	無姓	吉川広家嫡地 名寄帳形式 取止まりや10歩単位が多く大雑把な丈量	『新修島原県史』史料編 ² 、5号 光成善治「中・近世移行期大名領国の研究」
天正13		淡路国	仙石領					仙石秀久が秀吉に提出 9月10日付で遊坂安治に宛行 脇坂安治宛宛死上14年11月の発行状が石高 名寄帳	たつこの市立歴史資料館 蔵指出版（未確認） 『新島県史』3 『新島県史』3
天正18	6月	讃岐国	塩飽諸島		敬歩	上畑麦1石・中畑麦8斗・下畑麦5斗	無姓	惣領石政権嫡地か 名寄帳	『香川県史』2 『香川県史』2
慶長2	9月	讃岐国	生駒領（大山村長尾庄）		敬歩	上田1石3斗の1斗下り	無姓 僅かに分付有り	無姓 僅かに分付有り	『香川県史』3 寛後正治「尾尾庄における大開地」（『香川史学』10、1981年）
慶長4	7月	讃岐国	生駒領（豊田郡坂江郷内木之郷村）	河内勝左衛門、青木五郎左衛門	敬歩	上田1石3斗の1斗下り、上畑7斗の1斗下り	無姓 僅かに分付有り	生駒嫡地	『香川県史』3 『香川県史』2 寛後正治「尾尾庄における大開地」
天正11	3月頃	阿波国	長宗我部領（吉野川下流域）		代			長宗我部元親嫡地 300歩一反	下村牧「長宗我部氏領地の初期 領地」（『日本中世の法と経済』 総評書類集完成会、1998年）
天正13	10月予定・12月終了	阿波国	一国か					長宗我部元親嫡地 惣領石政権からの命令による（御前張の前提？） この長門嫡地に伴う指出の初見	『島原県史』3 宇山昌人「島原領の阿波入部直後の領地と年貢徴収」（『史学』22、1991年）

豊臣期検地一覽(稿)

天正17 天正18	10～12月 未調査	阿波国 一国	依島忠左衛門、八田弥助ら	敬歩	平野部：上上田1石5斗・上田1石4斗・中田1石2斗・中下田1石1斗・下田9斗・下々田7斗・上上島1石3斗・中島1石1斗・中島8斗5升・中下島6斗3升・下島4斗5升・下々島3斗・上田1石1斗の2斗下り(田間三郎)・上島6斗5升・中島4斗5升・下島3斗・下々島1斗5升	無姓	蜂須賀家検地 300歩一反 天正19年の名西郡・阿波郡検地帳もあるが御前帳の写か	『豊島県史』3 宇山孝人「美高の成立過程に関する一考察-阿波藩領民の天正・徳川検地帳を素材として-」(岡山大学学報 6、1992年)
文禄2	12月	阿波国 備前(山田村)					蜂須賀家検地	宇山孝人「美高の成立過程に関する一考察-阿波藩領民の天正・徳川検地帳を素材として-」
天正14 天正15		伊予国 小早川領 米島領	玉木吉保ら	大半敬歩	等級無し 由8斗・島100文(これ以外の斗でも多量)		毛利顯元検地 天正徳川検地の一環か 300歩一反、石貫制 4年11、12月に小早川藤景と米島通総が寺領9石反	『愛媛県史』近世上 「身自領」(米原正義校注「韓国開中国史史料撰」マツノ書店、1987年)
天正15	8月	伊予国 福島領(新居郡・宇摩郡)			上上田1石6斗の1斗下り、島1石2斗・8斗・8斗、畝数1石3斗		福島正則検地	『愛媛県史』近世上
天正15	7月以後	伊予国 戸田領(鳳早郡・郡総那島)		敬歩	上上田1石6斗の1斗下り、上中島8斗・中島6斗・下島4斗・上島1石2斗の1斗下り、畝数1石5斗	無姓 「おうち」 「おくら」 等(領書)	戸田勝隆検地 検地条目は7月14日	『愛媛県史』近世上
天正15	7月以後	伊予国 戸田領(宇和郡)	浅野長吉	敬歩	上上田1石6斗の1斗下り、上上島1石2斗の1斗下り、畝数1石3斗		浅野長吉による戸田勝隆領検地 15年7月18日に魚成村で兼領、間卒6尺5寸	『愛媛県史』近世上
天正19	8～9月	伊予国 伊予国 村)			上上田1石6斗の1斗下り		福島正則検地	『愛媛県史』近世上
文禄3	8月	伊予国 戸田領(宇和郡) 都保(内郷本津浦村)			上上田1石6斗の1斗下り、上中島8斗・中島6斗・下島4斗・上島2斗、畝数8斗		戸田勝隆検地	『愛媛県史』近世上
文禄5?	正月以後	伊予国 藤堂領か	藤堂前虎					『愛媛県史』近世上
天正15 天正16 天正17 天正18	9～翌4月 8～翌4月 10～翌5月 11～12月	土佐国 土佐国	長宗我部領 (香川・郡・高岡郡・七佐郡・香美郡)	長宗我部領 兵領者が多数	長宗我部領 兵領者が多数	長宗我部領 兵領者が多数	長宗我部元親検地 一部の村への再検地	『長宗我部領地帳の研究』平井上総「長宗我部氏の検地と権力構造」(2008年)
天正18 天正19	11～12月	土佐国	長宗我部領 (香川・郡・高岡郡・七佐郡・香美郡)	長宗我部領 兵領者が多数	長宗我部領 兵領者が多数	長宗我部領 兵領者が多数	長宗我部元親検地 一部の村への再検地	『長宗我部領地帳の研究』平井上総「長宗我部氏の検地と権力構造」(2008年)

文禄4 慶長1 慶長2 慶長3	9月 12月 1～5月 1月	土佐国 長宗我部領 (土佐郡・安芸 郡・吾川郡・ 幡多郡)	大黒半左衛門、山中修理、横 山九郎兵衛ほか多数	代歩	等級はあるが分米無し	給人は「〇 〇知」「〇 〇知」は「〇 〇知」は有 り無し	長宗我部元親嫡地 一部の村への再換地および新田換地	榎川末吉「長宗我部嫡地換地の研 究」平井上総「長宗我部氏の換地と 権力構造」
天正15	8～9月	豊前国 一國か		敬歩	等級無し 斗代は8斗から6段階	分日記載 在地式上あ り 下作記載あり 大友領の妙見・鹿王城領は黒田が換地を行 なったのちに大友氏に引き渡す	黒田孝高による一國換地 分米の肩に藏人記載 7月に秀吉が土部郡校氏に「換地の上知行 うので黒田の身方になれ」という朱印状を 出す 大友領の妙見・鹿王城領は黒田が換地を行 なったのちに大友氏に引き渡す	大山背養子(近世移行期の回衆 を養育した換地)「(カ)分米学』 164、2012年)
天正17	10月以後	豊後国 大友領		大半小歩 敬歩		大友義紹換地 10月に豊田政權から換地命令・換地帳不明 京舟使用 買合制から地高制へ変化 天正19年8月に豊田政權に換地目録を提出 しており、それまでには換地終了 天正19年9月の「田地石付」なる換地帳あり (未見)	中野幸「豊田政權の対外侵略と 大隈換地」(教育書房、1996年) 後藤重巳・山中浩二「慶長三年 豊後国大野郡敷治殿内名(白追 村)換地史料」(『大分県地方史』 98、1980年)	
文禄2	7～閏9月	豊後国 一國換地		敬歩	村位・地位使用 上村は上上1石6斗、中村は 上上田1石5斗、下村は上上田 1石4斗とせられ、それ2斗下)	無姓 ウセ人多し	豊田奉行による一國換地 大友氏改易による 山口は6月に「当毛付之次第」等を発給 換地終了後に各地に代官と大友領を配置 『九州と豊田政權』国書刊行会、 1984年)	『大分県史』近世1 『大分県史』近世2 中野幸「豊田政權の対外侵略と 大隈換地」 後藤重巳・山中浩二「慶長三年 豊後国大野郡敷治殿内名(白追 村)換地史料」
文禄3		豊後国 中川領(大野 郡兼(白坂村) 19(白追村))		敬歩 間数表示			中川秀成換地 未見	
慶長2	3月	豊後国 海部郡	松田源右衛門 長良二郎助	敬歩 間数表示	上田1石3斗の2斗下り、上田 1石の2斗下り)		大田一吉換地 202村分の字あり	『大分県史』近世1 『大分県史』近世1 『大分県史』近世1 『豊後国佐賀郷・丹生荘・白杵 荘・佐伯荘・柴山村史料』
慶長2		豊後国 大田原(海部・ 大野郡)		敬歩				『大分県史』近世1

北大文学研究科紀要

豊臣期検地一覽(稿)

慶長3	7月24日	豊後国 福原領(深水 郡白田庄)	辻間七藏	敬歩	上田1石3斗 「つゝ入〇石△斗」とする事がい くつもあり(検地済を指す?)		福原直高による指出徴収 「日出庄御指図帳」とあり 9月に庄屋辻間徳後守・七藏に扶持人同前 の同帳が命じられる(『城内文書』16「大分 県史料」11)	『大分県史料』18
慶長3	9～10月	豊後国 中川領		敬歩	村位と等儀御指 上村は上田1石6斗5升・中 村は上田1石5斗5升・下村 は上田1石4斗5升でそれぞれ 2斗下り	無銭	中川秀政検地	『大分県史』近世1 後藤重巳・山中浩二「慶長三年 豊後国大野郡御指図内名(白迫 村)便地史料」
慶長4	9月	豊後国 早川領(大分 郡今津町村)					早川長政検地 長政は、慶永 城に復帰	『大分県史』近世2
天正15	7～10月	筑前国			宗像社宛打戻状では畠・屋敷も 石高		小早川隆景による指出徴収 慶永以前に豊臣政権から指出命令? 12月に宗像社宛打戻状	『福岡県史』通史福岡編(1) 宗良寛文書(東大文学部史料編纂 所蔵写本)
天正16		筑前国 小早川領	桂宮竹少輔景維ら	大半小歩	田は分米、畠は古銭(指出も古 銭)		小早川隆景検地 7月に検地に伴い肥筑両国の簿目を定める 11月に豊後社領指出、17年11月に検地目 録打戻す 360歩一反	
文禄4	9～10月	筑前国 一國		敬歩 間数表示	上田1石2斗の2斗下がり、上 畠8斗の2斗下がり(下々畠は 3斗)、屋敷1石	無銭	小早川秀秋家臣による一國検地 慶長から秀秋への代替わりによる 300歩一反	松下志明『幕藩制社会と石高制』 (船橋房、1984年) 中野等「豊臣政権の対外侵略と 天領便地」
天正18	9月以前	筑後国 立花領					立花宗茂検地 地高制を採用	中野等「立花宗茂(自川弘文館、 2001年)
文禄4	9～10月	筑後国 一國		敬歩 間数表示	上田1石2斗の2斗下がり、上 畠8斗の2斗下がり(下々畠は 3斗)、屋敷1石	無銭	小早川秀秋家臣による一國検地 立花宗茂領・高橋直次領・武家広門領・小 早川喜包領も 各大名領の出分は没収、秀秋領に編入 慶長から秀秋への代替わりによる 300歩一反	松下志明『幕藩制社会と石高制』 中野等「豊臣政権の対外侵略と 天領便地」

天正16	8月・11月	肥前国	竜造寺領	横尾三郎右衛門尉、兼大郎右衛門尉、(律部) 中嶋無直寺	歩 兼 こと に 日 面 領 も 記載	零穀・分米無し	無姓 (小太郎次郎等(前番))	龍造寺政家検地 360歩一反	藤野保福『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、1981年) 松下志明『幕藩制社会と石高制』
文祿2	7～8月	肥前国	波多親田領 (松浦郡)	長束正家、山中辰俊				豊后奉行による検地 3月9日波多親田領に命令 3月9日発行 同年6月2日、300歩一反、石高制導入	松下『石高制と九州の藩政』 (九州大学出版会、1996年)
文祿4	9～10月	肥前国	小早川領	奉行：山口宗長 組頭：南部武右衛門、藤田次郎兵衛、長崎伊豆守、下可達辰久、小島喜太郎、杉野力 役人：曾我半吉、坂崎長政、行儀、坂田右衛門、曾我辰正 右衛門(有内)、伊藤重三、丸野辰徳、白須重助 検地帳作成：小堀万丞、上野右衛門大夫、小嶋喜太郎	敬歩 間敷表示	上田1石2斗の2斗下がり、上田8斗の2斗下がり(下々田は3斗)、屋敷1石	無姓	小早川秀秋検地 屋敷から秀秋への代替わりによる 宛付状は12月～翌年3月 300歩一反	松下志明『幕藩制社会と石高制』 中野孝『幕藩政権の内外関係と 大内閣検地』
慶長4		肥前国	大村領		敬歩	上々田1石5斗の2斗下り 下々田5斗、上田6斗の2斗 下(1斗下り) 3斗の2斗下り		大村喜前検地	『長崎県史』藩政編
天正15	6月以後	老後国	松浦領					松浦隆信検地 6月28日に秀吉から検地命令	『新編本庁史』近世2 大山智美『中近世移行期の国家 一様と領土権地―肥後国衆一様 を素材として―』(九州史学) 164、2012年)
天正15	8～11月の間?	肥後国	佐々領		大	地高御か、野値は買高か		佐々成政検地 指出による安堵から改めて検地を実施 秀吉は15年は指出のみで検地は翌年施行 を指示	
天正16	3～5月	肥後国	一國(相良領 を除く)	渡野長吉(山鹿郡)・畑田郡・ 名郷郡(山鹿郡)・生藤領正(玉 名郡・山鹿郡)・崎野領政(菊 田郡)・合志郡)・戸田領隆・黒 田彦尚・毛利吉成(阿蘇郡・ 益城郡)・福島正則・加藤清 正・小西行長(守土郡)・八代 郡・臺北郡・天草郡・球磨郡)				豊后奉行による一國検地 佐々成政改易に伴う検地 360歩一反 検地帳残らず	『新編本庁史』近世2 松本寿三郎『近世の領主支配と 村落』(清文堂、2004年) 『相良家文書』698
天正17	7～9月	肥後国	加藤領(山鹿 郡)・菊池郡・ 阿蘇郡	窪田重兵衛、平井十兵衛	敬歩	上田1石3斗・中田1石3斗・ 下田1石1斗5升、上田8斗・ 屋敷8斗	無姓	加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	『新編本庁史』近世2 松本寿三郎『近世の領主支配と 村落』
天正19		肥後国	加藤領(山鹿 郡)					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と 村落』
文祿2		肥後国	加藤領(山鹿 郡)・阿蘇郡					加藤清正検地 仕直しあるいは検地未実施の村か	松本寿三郎『近世の領主支配と 村落』

北大文学研究科紀要

豊臣期検地一覽(稿)

文禄4		肥後国 加藤領(山鹿郡・菊池郡・阿蘇郡)						加藤清正検地 仕直しているのは検地未実施の村か	松本寿三郎「近世の領主支配と村落」	
文禄5		肥後国 加藤領(菊池郡)						加藤清正検地 仕直しているのは検地未実施の村か	松本寿三郎「近世の領主支配と村落」	
文禄5	閏7月以後?	肥後国 相良領(呉郡)						石田三成家臣による相良領検地 相良側からの伝聞 予定よりも遅れ、実施したかも不明	『相良家文書』769号	
慶長2		肥後国 加藤領(東北郡・山鹿郡・阿蘇郡)						加藤清正検地 仕直しているのは検地未実施の村か	松本寿三郎「近世の領主支配と村落」	
慶長4		肥後国 加藤領(東北郡・山鹿郡)						加藤清正検地 仕直しているのは検地未実施の村か	松本寿三郎「近世の領主支配と村落」	
慶長5	4月21日以後	肥後国 相良領の一部(呉郡)						相良頼房検地 「七ヶ寺」への知行であったり「先年同車之笠」で「事前」に対象地を検地	池田公一編『中世九州相良氏関係文書集』363号	
慶長5		肥後国 小西領(益城郡)						小西行長検地か	松本寿三郎「近世の領主支配と村落」	
天正20	8月以後	日向国 島津領						豊臣奉行(細川藤孝)による検地 8月に秀吉から検地命令が出て寺お領勘察が行なわれるも11月には総検地の実施が延期	中野等「豊臣政権の対外領略と大開検地」	
文禄2	10月	日向国 島津領(熊原郡)内大明神村)						豊臣奉行(細川藤孝)による島津領検地 前年8月に秀吉から検地命令が出るも11月には延期決定 文禄2年5月に指山命令 この検地帳は翌年のものである可能性も?(中野説)	『領原県史』近世上 中野等「豊臣政権の対外領略と大開検地」	
文禄2	10~12月	日向国 伊東領						伊東祐兵検地 「日向記」による	『宮崎県史』史料編近世4、29頁	
文禄3 文禄4	11月~ ~3月	日向国 島津領						村位別石鑑 上ノ料:上田1石6斗の2斗下り、上畠1石2斗の2斗下り 中ノ料:上田1石4斗の2斗下り、上畠1石の2斗下り 下ノ料:上田1石の2斗下り、上畠7斗の2斗下り 全体:鑑取1石・町方鑑取1石3斗前に佐隊の斗付注文は上田1石4斗の2斗下りになるなど別の基準	豊臣奉行(石田三成)による島津領検地 7月16日に検地題目と斗付注文発給 朱印状は4年6月 知行執行は4年9月から5年12月まで鑑 300歩一反	山本博文「幕藩制の成立と近世の国制」 中野等「豊臣政権の対外領略と大開検地」 『島津家文書』1099・1100号

文禄5 以前	日向国	秋月領		散歩		無姓 「○○ 先」「○○ 門」など門 の記載	天正 17年6月から文禄5年5月までの すれかきの時期に知行の面制記載方式が変化 延期	『百戦果史』近世上
天正 20	大隅国	島津領					豊臣奉行(細川藤孝)による島津領検地 5月に秀吉から領地命令が下る寺社領勘 定印状は4年6月、11月には惣検地の実施が 延期	中野等『豊臣政権の対外侵略と 大隅検地』
文禄3 文禄4 11月～ ～3月	大隅国	一国(島津領)	石田家臣	散歩	村位別石盛 上ノ村：上田1石6斗の2斗下 下ノ村：上田1石2斗の2斗下 下ノ村：上田1石4斗の2斗下 下ノ村：上田1石の2斗下 上田7斗の2斗下 全体：屋敷1石・町方屋敷1石 5日前に作敗の半代注文は上田 1石7斗の3斗下下りになるなど 別の基準	豊臣奉行(石田三成)による島津領検地 7月6日に惣検地命令と半代注文発給 知行宛状は4年9月から5年12月まで続 く300歩一反	山本博文『幕藩制の成立と近世 の国制』(校倉書房、1990年) 中野等『豊臣政権の対外侵略と 大隅検地』 『島津家文書』1099・1100号	
天正 20	薩摩国	島津領					豊臣奉行(細川藤孝)による検地 8月に秀吉から検地命令 下り、11月には惣検地の実施が 延期	中野等『豊臣政権の対外侵略と 大隅検地』
天正 20	8月以後	薩摩国	旧島津家久領 (赤宮院)				豊臣奉行(細川藤孝)による旧島津家久領 検地	山本博文『幕藩制の成立と近世 の国制』4
文禄2	5～7月の間	薩摩国	旧島津忠辰領 (出水)				豊臣奉行(島津忠辰改易(5月)にともなうもの、7 月未の義久遺状に検地実施の語が登場)	山本博文『幕藩制の成立と近世 の国制』1
文禄3 文禄4 11月～ ～3月	薩摩国	一国(島津領)	石田家臣	散歩	村位別石盛 上ノ村：上田1石6斗の2斗下 下ノ村：上田1石2斗の2斗下 下ノ村：上田1石4斗の2斗下 下ノ村：上田1石の2斗下 上田7斗の2斗下 全体：屋敷1石・町方屋敷1石 3日前に作敗の半代注文は上田 1石7斗の3斗下下りになるなど 別の基準	豊臣奉行(石田三成)による島津領検地 7月16日に惣検地命令と半代注文発給 知行宛状は4年9月から5年12月まで続 く300歩一反	山本博文『幕藩制の成立と近世 の国制』 中野等『豊臣政権の対外侵略と 大隅検地』 『島津家文書』1099・1100号	